

日野市立南平小学校トイレ改修建築工事

図面リスト					
図面番号	図面名称	縮尺	図面番号	図面名称	縮尺
A-00	表紙・図面リスト	—	A-21	1階～4・R階建具キープラン（改修）	1/60
A-01	特記仕様書(1)	—	A-22	1階～4・R階建具表（改修）	1/60
A-02	特記仕様書(2)	—	A-23	1階～4階雑詳細図（改修）	1/60
A-03	特記仕様書(3)	—	A-24	ブール 付属 棟トイレ平面詳細図・展開図（撤去）	1/60
A-04	特記仕様書(4)	—	A-25	ブール 付属 棟トイレ平面詳細図・展開図（改修）	1/60
A-05	特記仕様書(5)	—	A-26	1階給食室トイレ平面詳細図・展開図（撤去）	1/30
A-06	案内図・配置図	案内図 1/10000 配置図 1/800	A-27	1階給食室トイレ平面詳細図・展開図（改修）	1/30
A-07	1階改修範囲仮設計画図	1/200	A-28	1階～4階廊下改修図	1/200
A-08	2階改修範囲仮設計画図	1/200			
A-09	3階改修範囲仮設計画図	1/200			
A-10	4階改修範囲仮設計画図	1/200			
A-11	R階改修範囲仮設計画図	1/200			
A-12	1階トイレ平面詳細図・展開図（撤去）	1/60			
A-13	2階～4階トイレ平面詳細図・展開図（撤去）	1/60			
A-14	R階トイレ平面詳細図・展開図（撤去）	1/60			
A-15	1階トイレ平面詳細図・展開図（改修）	1/60			
A-16	2階～4階トイレ平面詳細図・展開図（改修）	1/60			
A-17	R階トイレ平面詳細図・展開図（改修）	1/60			
A-18	断面詳細図（撤去）	1/60			
A-19	断面詳細図（改修）	1/60			
A-20	1階～4・R階天井伏図（改修）	1/60			

第1編 共通事項

■ 第1章 工事概要

- 1. 1 工事件名 日野市立南平小学校トイレ改修建築工事
1. 2 工事場所 東京都日野市南平四丁目18番地の1
1. 3 建物概要 鉄筋コンクリート造 地上4階建て 改修面積 約250㎡
1. 5 工期 契約確定日の翌日～令和9年3月3日
概成工期 契約確定日の翌日～令和9年2月17日

※解体工事については小学校夏休み期間に行うこと。(7/18～8/31)

- (1) 本工事は、猛暑による作業不能日数を次のとおり見込んでいる。
作業不能日数：15日間
(2) 上記(1)は、環境省が公表する「関東地方_東京_八王子地点」におけるWBG T値(気温、湿度、日射・輻射を考慮した暑さ指数)過去5年分(2020年(令和2年)～2024年(令和6年))について、本工事の工期に対応する期間(「東京都の休日に関する条例」第1条第1項に規定する東京都の休日及び夏季休暇(3日)を除く。)において、8時から17時の間にWBG T値が31以上となった時間を算定し、日数に換算したものを5年分を平均したものの、気象状況により工期中に発生した猛暑による作業不能日数(当該現場における定時の現場作業時間において、環境省が公表する「関東地方_東京_八王子地点」におけるWBG T値が31以上となり、かつ受注者が契約工事単位で全作業を中断し、又は現場を閉鎖した時間を算定し、日数に換算したもの(小数点以下第一位を四捨五入する。))が(1)の日数から著しく乖離した場合には、受注者は発注者へ工期の延長に関する協議を申し出ることができる。
1. 6 備考
(2) 週休2日促進工事の適用については以下による。
○ 本工事は、週休2日を促進することを目的とし、発注者が週休2日に取り組むことを指定する、「週休2日促進工事」である。週休2日を前提に労務費を補正し、予定価格を算出しているため、週休2日が達成できなかった場合は労務費補正分を減額変更する。詳細は「日野市「週休2日促進工事」実施要領」を参照すること。
なお、「日野市「週休2日促進工事」実施要領」は、日野市ホームページから入手できる。
https://www.city.hino.lg.jp/shisei/nyusatsu/ukeoi/1028625.html

- 1. 7 工事概要 校舎①棟トイレ(1階～4階)の全面改修

■ 第2章 一般事項

(1) 情報セキュリティポリシーの遵守

- 1) 本業務を履行するにあたって、「外部委託における情報セキュリティ遵守事項」を厳正に遵守すること。
2) 日野市の情報資産の保護が適正に行われていることを確認するため、「外部委託における情報セキュリティ遵守事項」に述べる書類(様式1～様式6)を業務内容に応じて提出すること。なお、「外部委託における情報セキュリティ遵守事項」については市ホームページの入札情報から入手できる。
3) 本業務を履行するにあたって、重要情報(機密性2以上の情報)を取り扱う場合には、盗難・改ざん・紛失・破壊等を防止するための適切な処置を講じること。また、情報漏えい等が発生した場合の報告体制も整備すること。
4) 本業務を履行するにあたって、秘密保持に関する条項を遵守すること。
なお、当該条項については日野市ホームページで確認すること。

(2) 環境負荷低減の取組について

- 1) 日野市では、「SDGs未来都市」として、資源の有効活用と廃棄物の削減による循環型社会の実現を目指す、環境マネジメントシステム「ひのエコ(事務事業のあらゆる領域における環境負荷の低減)」を推進している。
一方で、持続可能なまちを実現するためには、行政だけでなく、事業者や地域とのパートナーシップによる目標と価値観の共有が不可欠である。
このことを踏まえ、本業務の実施に当たっては、次に掲げる市の方針等(市ホームページにて閲覧可能)に記載している内容を遵守すること。
①環境基本計画 ②環境配慮指針 ③環境方針 ④環境管理上の要望について
⑤地球温暖化対策実行計画 ⑥気候非常事態宣言 ⑦日野市プラスチック・スマート宣言
2) 洗剤の使用については、天然素材を利用した洗剤など、環境にやさしいものを使用すること。
ただし、業務履行上その目的を達成することが困難な場合に限り、必要最小限での合成洗剤使用を可能とする。

- (3) 障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の提供の義務本業務の履行にあたって、「日野市障害者差別解消推進条例(令和元年条例第42号)」に基づき、次の事項に留意すること。

- 1) 障害を理由とする不当な差別的取扱いを禁止するとともに、事業者は合理的配慮の提供をすること。また、従業者に対し、障害及び障害者に対する理解を深める取組を行うよう努めること。
このほか、障害者に対してはその障害種別に応じて、適切な対応を行うこと。
2) 差別等事案を解決するための手続きの過程で、同条例第13条の規定に基づき、当該事業者が正当な理由なく同条例第12条の規定による「動告」に従わないときは、市はその動告の内容を公表することができる。
なお、「日野市障害者差別解消推進条例」は日野市ホームページにて確認することができる。

(4) 内部通報制度

- 1) 日野市では、組織全体のコンプライアンスを推進するため、「日野市職員等の内部通報及びコンプライアンス確保に関する条例(令和3年6月1日施行)」を制定し、内部通報制度を導入している。
本業務の履行に当たり、日野市の事務事業に関係する法令違反、不当な行為等を発見したときは、日野市が設置する行政監察員に対し、その旨を相談又は通報するよう努めるとともに、通報対象となる事実について、行政監察員が調査を行う際は、当該調査に協力しなければならない。
2) 内部通報をしたこと、又は行政監察員が行う調査に協力したことを理由として、不利益な取扱いを受けたと思われるときは、行政監察員に対し、その旨を相談又は申し出ることができる。
なお、「日野市職員等の内部通報及びコンプライアンス確保に関する条例」その他内部通報に関する通報先、通報方法等の詳細は、日野市ホームページにて確認することができる。

(5) 環境により負荷の小さい自動車利用

- 本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は使用させる場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成12年東京都条例第215号)他、各県条例の規定に基づき、次の事項を遵守すること。
・ディーゼル車規制に適合する自動車であること。
・自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(平成4年法律第70号)の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。
なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証(車検証)、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示又は提出すること。

2. 1 適用範囲

- (1) 本特記仕様書では、「最新版東京都建築工事標準仕様書」(以下、「標準仕様書」という。)に定めていない事項又はこれにより難しい事項を定めている。本特記仕様書に記載されていない事項については、標準仕様書のとおり施工する。
(2) 本工事は、設計図書に従い施工することとするが、設計図書に明示されていない事項であっても工事の性質上当然必要なものについては監督員の指示に従い施工すること。
(3) 本特記仕様書の各項目における○については、本工事において適用させるものであることを示す。

2. 2 特許権等の調査について

本工事の特殊な施工方法に関する特許権については、その有無を事前に十分調査する。

2. 3 契約不適合に関する調査への協力及び立会い

契約書に基づく契約不適合に関して、工事目的物の引き渡し日から1年以内及び2年以内に契約不適合に関する調査(工事請負契約書第41条第1項のかし及び不具合を確認するための調査をいう。)を行うので、受注者はその調査に協力及び立ち会うものとする。

2. 4 成績評定について

本工事は、日野市工事成績評定要綱(平成19年4月1日制定)に基づく工事成績評定について、次による。
○ 対象
・ 対象外

2. 5 工事の入札等について

入札(又は見積書の提出)に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。

2. 6 公共事業労務費調査に対する協力

- (1) 本工事が公共事業労務費調査の対象となった場合は、調査票等に必要事項を正確に記入し、提出する等、必要な協力を行う。また、調査の時期が本工事の工期経過後であった場合も同様とする。
(2) 調査票等を提出した事業所を事後に訪問して調査・指導を行う対象になった場合は、受注者は、その実施に必要な協力を行う。また、調査・指導が本工事の工期経過後であった場合も同様とする。
(3) 公共事業労務費調査の対象工事となった場合は、正確な調査票等の提出ができるよう、労働基準法(昭和22年法律第49号)等に従って就業規則を作成するとともに、賃金台帳を作成・保存し、日頃から使用している現場労働者の賃金、労働日数、時間等の記録を適切に管理しておく。
(4) 受注者が、本工事の一部について下請契約を締結する場合は、当該下請工事の受注者(当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む)が(3)と同様の義務を負う旨を定める。

2. 7 各種点検、調査、見学会等への協力

- (1) 監督員が所属する部の監督員以外の職員が、施工体制、現場管理、施工管理等の適正化を図るために、各種点検、調査等を行う場合は、受注者はこれに立会い、協力しなければならない。
(2) (1)の各種点検、調査等の結果に基づき、監督員から改善措置等の指示が出された場合は、速やかにその指示に従わなければならない。
(3) 監督員が必要とする現場見学会等を開催する場合は、受注者はこれに協力しなければならない。

2. 8 設計変更等

設計変更等については、工事請負契約書第18条から25条までに記載しているところであるが具体的な考え方や手続きについては、「工事請負契約設計変更ガイドライン(建築工事編)」(東京都)によることとする。
「工事請負契約設計変更ガイドライン(建築工事編)」(東京都)については、東京都財務局ホームページを参照する。

2. 9 工事情報共有システム

本工事は、『日野市工事情報共有システム試行要領』に基づいて実施する。
試行要領や特記仕様書の別紙等は、以下のホームページから入手すること。
https://www.city.hino.lg.jp/shisei/nyusatsu/kouji/1005473.html

■ 第3章 支払

3. 1 部分払

- (1) 工事請負契約書第37条に定める部分払の方法は、次による。
・ 段階別部分払(支払回数は、回以内とする。)
・ 特例工事部分払(支払回数は、回以内とする。)
○ 部分払については、行わない。

(2) それぞれの運用については、次による。

段階別部分払

- ア 請求時期及び出来形
(7) 請求時期は、発注者の示す標準請求時期を基準として、発注者と協議して定める。
(4) 請求時期における出来形は、認定に適するものとし、その内容は別紙「工種別出来形及び認定率表」のとおり
イ 出来高率表の提出
受注者は、請求回数ごとの出来形に対応する出来高率を、発注者の示す工種別構成率と工種別出来形及び認定率表とにより算出し、段階別部分払出来高率表を作成の上、第1回部分払請求時に提出する。
なお、工種別の分類項目は、発注者の示す項目によるものとする。
特例工事部分払
ア 請求時期
請求時期は、受注者の希望する時期とし、発注者と協議して定める。
イ 出来高率表の提出
受注者は、発注者の示す工種別構成率と請求時期における各工種別の出来高とにより出来高率を算定し、特例工事部分払出来高率表を作成の上、その請求の都度提出する。
なお、工種別の分類項目は、発注者の示す項目によるものとする。

3.2 一部竣工払

- (1) 工事請負契約書第38条に規定する指定部分に係る工事が一部竣工し、検査に合格したときは、指定部分に相応する契約代金を支払う。指定部分の出来高割合は%を支払う。
(2) 指定部分の内容
(3) 請求金額の算定
前金払、部分払が行われている場合は、当該部分に相当する支払い済額を除く。

■ 第4章 施工区分

4. 1 施工区分

別途関連工事との施工区分は、原則として次表による。

建築・電気設備・機械設備標準施工区分表

Table with 6 columns: 項目, 内容, 建築, 電気, 機械 (給水, 衛生, 空調), 備考. Rows include items like 1 各種水糟・ピット, 2 トレンチ・排水溝, 3 機器等の基礎, 4 スリーブ, 4 スリーブ, 5 天井切込及び換気扇取付け枠, 6 改め口、点検扉, 7 はつり及び補修, 8 排水.

Table with 6 columns: 項目, 内容, 建築, 電気, 機械 (給水, 衛生, 空調), 備考. Rows include items like 9 雨水排水, 10 ガラリ, 11 動力, 12 制御, 13 防災, 14 コンセント・接栓穴あけ, 15 各種シャフト, 16 その他, 17 仮設工事.

本表は、設計図書等で示される一般的工事範囲を補足するもので、関連工事との取合部分についてその施工区分を示すものである。

4. 2 工事の施工に伴う光熱水費の取扱い

- 本工事の施工に伴う光熱水費の支払いは、次による。
・ 受注者の負担とする。
○ 発注者の支給とする。

Table with 2 columns: 工事項, 日野市立南平小学校トイレ改修建築工事. Rows include 図面番号 (A-01), 図名 (特記仕様書1 / 5), 作成 (2026年03月13日), 監理 (日野市総務部建築営繕課), 訂正 (年月日), 設計 (株式会社ヒューマンケアデザイン一級建築士事務所).

第2編 工種別事項

■ 第1章 総則

■ ■ 第1節 一般事項

- 1.1.4 官公署その他への届出手続等

工事の着手、施工又は完了に当たり、「労働安全衛生法」第88条第1項のほか、関係官公署その他の関係機関への必要な届出手続等について十分調査の上、これを滞滞なく行う。

- 1.1.5 現場代理人、監理技術者、監理技術者補佐及び主任技術者

(1) 本工事が日野市議会上程案件の場合、日野市議会で可決され契約を締結する前まで、配置予定の監理技術者、監理技術者補佐及び主任技術者（以下「監理技術者等」という。）は、他の工事に専任で従事することができる。

- また、本工事における現場代理人の業務については、次のとおりとする。
- 認めない。
 - 認める。現場代理人を兼務する場合の詳細は、別紙「現場代理人の業務要件について」による。

- (2)「建設業法」（昭和24年法律第100号）第26条第3項の規定により専任が求められる監理技術者等は、次の期間については工事現場への専任を要しない。
- 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの間）当該期間については、請負契約の締結後、監督員と協議の上、書面において定める。
 - 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時的中止している期間 当該期間については、請負契約の締結後、監督員からの工事の全部中止の通知により定める。
 - 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の電機品等の工場製作を含む工事全般について、工場製作のみが行われている期間 当該期間については、請負契約の締結後、監督員と協議の上、書面において定める。なお、当該工場製作過程において、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作が可能である場合は、同一の監理技術者又は主任技術者がこれらの製作を一括して管理することができる。
 - 工事完了後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間

- (3)専任の監理技術者等が、技術研さんのための研修、講習、試験等への参加、休暇の取得、その他の合理的な理由で短期間工事現場を離れることについては、適切な施工ができる体制を確保するとともに、その体制について、元請の監理技術者等の場合は発注者、下請の主任技術者の場合は元請又は上位の下請の了解を得ていることを前提として、差し支えない。

- (5) 本工事で監理技術者を配置する場合において、建設業法第26条第3項第2号の規定の適用については次のとおりとする。
- 認めない。
 - 認める。適用にあたっては、「東京都工事施行適正化推進要綱の解説」による。なお、「東京都工事施行適正化推進要綱の解説」は、東京都財務局ホームページから入手できる。 https://www.zaimu.metro.tokyo.lg.jp/kenchiku/eizen/tekiseikasushinyoukou/

- 1.1.7 工事実績情報システム（コリンズ）の登録
契約金額が500万円以上の工事については、工事実績情報システム（コリンズ）に基づく工事実績情報の登録を行う。
登録内容についてあらかじめ監督員の確認を受けた後、標準仕様書に示す期間内に一般財団法人日本建設情報総合センター（以下「JACIC」という。）に登録する。【登録先】JACICのホームページ「コリンズ・テクリス」を参照すること。

- 1.1.10 施工体制台帳等
(1) 施工体制台帳(下請負契約金額を記載した下請負契約書の写しを含む。二次請負以下も同様とする。)及び施工体系図については、「建設業法」及び「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に基づき作成し、写しを監督員に提出する。
(2) 施工体系図は、当該工事現場の工事関係者及び公衆が見やすい場所に掲示するとともに、掲示状況写真を監督員に提出する。
(3) 監督員から工事現場の施工体制が施工体制台帳及び施工体系図の記載に合致していることの確認を求められたときは、速やかに応じる。
(4) 施工体制台帳及び施工体系図に変更が生じた場合は、その都度速やかに監督員に提出する
(5) 施工体系図には、一次下請負人となる営働会社の商号又は名称、現場責任者名、工期を記載する。
- 1.1.11 関連工事等の調整
契約書に基づく関連工事は、次のとおりである。
- 日野市立南平小学校トイレ改修電気設備工事
 - 日野市立南平小学校トイレ改修機械設備工事

- 1.1.16 建設副産物の処理
(1) 建設副産物の取扱いは、次による。
ア 建設副産物の処理
受注者は、建設副産物の処理にあたっては、「東京都建設リサイクルガイドライン」（鳥しよにおける工事の場合は、「東京都建設リサイクルガイドライン（鳥しよ地域版）」（東京都）とする。以下同じ。）及び「東京都建設泥土リサイクル指針」に基づき、発生抑制、再使用・再生利用及び適正処理に努める。
イ 施工計画へのリサイクル計画の計画的事項
受注者は、工事を実施するに当たり計画的かつ効率的にリサイクルを実施するため、リサイクル計画を作成し、施工計画書に含めて監督員に提出する。
なお、施工計画書には以下の事項の他、必要な事項について記載する。
(7) 工事概要等
工事件名、工事場所、現場代理人名、監理技術者名又は主任技術者名、廃棄物管理責任者名、工期、工事概要等を記載する。
(4) 建設副産物の種類、リサイクルの方法等
建設副産物の種類、発生予測量、現場内利用量、減量化量、売却量、工事間利用量、中間処理量（現場外搬出量）、最終処分量（直接最終処分する場合に限る。）、処理期間、保管方法、収集運搬方法、処分方法、発生土受入地、処分先、運搬経路、その他を記載する。

- (9) 建設副産物等の運搬・処理業者
運搬・処理業者名、許可番号、許可の種類、許可品目、許可の期限、処理能力、最大保管量、会社及び施設所在地等を記載する。
(エ) 現場での分別
工事現場における建設副産物等の分別はもとより、現場事務所や作業員宿舍等における紙、生ごみ、カンビン類、その他の一般廃棄物の分別の方法、また、材料の梱包材、切れ端、金属類等についての分別収集方法等を記載する。
(オ) 解体工事計画
建築物の解体工事の場合は、解体業者名（建設業者名）、技術管理者氏名（主任技術者又は監理技術者氏名）、分別解体等の手順、建設資材廃棄物の分別方法、発生する建設資材廃棄物の種類・数量、建設資材廃棄物の再資源化等の方法などを記載する。

- ウ 施工計画書の添付書類
受注者は、「東京都建設リサイクルガイドライン」に基づき以下の関係書類を作成し、施工計画書に添付して監督員に提出する。
(7) 再生資源利用計画書
受注者は、「建設副産物情報交換システム」（以下「コプリスプラス」という。）により作成する。
①土砂を搬入する工事
②砕石を搬入する工事
③加熱アスファルト混合物を搬入する工事
(4) 再生資源利用促進計画書
受注者はコプリスプラスに必要なデータを入力して作成する。
①建設発生土を搬出する工事
②コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設泥土、建設発生木材、建設混合廃棄物を搬出する工事
③金属くず、廃プラスチック、紙くず、アスベスト及びその他の廃棄物を一品目当たり1トン以上搬出する工事
(9) 再生資源利用促進計画の作成に伴う確認結果票（建設発生土を搬出する場合）
(エ) 建設発生土搬出のお知らせ（建設発生土を100m3以上搬出する場合）
受注者は、本工事から建設発生土を100m3以上搬出する場合は、搬出前に搬出先市区町村の建設発生土担当窓口宛てに「建設発生土搬出のお知らせ」（東京都建設リサイクルガイドライン掲載様式）を提出しなければならない。なお、提出後速やかにその写しを施工計画書に添付する。
(ウ) 汚染土壌の処理
受注者は、本工事において汚染土壌の処理が必要となった場合は、「土壌汚染対策法」（平成14年法律第53号）及び「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」（平成12年東京都）等関係法令に基づき適正に処理するとともに、「環境確保条例に基づく届出書等の作成手引」（環境局ホームページに最新版を掲載）に従って必要書類を作成し、関係部署に提出する。

- エ 建設リサイクル法に係る手続
受注者は、本工事の施工に当たると、建築物等の分別解体等及び建設資材の再資源化等については、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号、以下「建設リサイクル法」という。）及び「建設リサイクル法書類作成等の手引（公共工事）」、に基づき、必要な事務手続、特定建設資材の分別解体等、特定建設資材廃棄物の再資源化等を適正に行う。「建設リサイクル法書類作成等の手引き（公共工事）」（東京都）については、東京都都市整備局のホームページで最新版を参照する。

- オ 有害物質のチェック
受注者は、本工事の施工に当たっては、「東京都建設リサイクルガイドライン」に基づき、工事着手前に有害物質等の有無のチェックを行い、その結果を「有害物質チェックリスト」に記載し、監督員に提出する。

- カ 工事情報の登録等
○ 本工事は、コプリスプラスの登録対象工事であり、受注者は、施工計画作成時、工事完了時及び登録情報の変更が生じた場合は、速やかにコプリスプラスにデータの入力を行い、その都度「コプリス・プラス登録済確認書」を監督員に提出し、内容の確認を受ける。また、受注者は、コプリスプラス若しくは国土交通省HPに公表されている様式により「再生資源利用計画書（実施書）」及び「再生資源利用促進計画書（実施書）」を作成し、監督員に提出するとともにその内容を説明する。なお、建設発生土を搬出する場合は、再生資源利用促進計画書に「再生資源利用促進計画の作成に伴う確認結果票」を含めるものとする。
(問合せ先)
一般財団法人日本建設情報総合センター-建設副産物情報センター（カスタマーセンター）
所在地 107-8416東京都港区赤坂5-2-207 赤坂パークビル 14 階
電話 03-6261-4324 FAX03-3505-0520
https://www.recycle.jp/jacic.or.jp
E-mail recycle@jacic.or.jp

- キ 再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書の揭示
関係法令に基づき、再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を現場に掲示すること。
ク リサイクル実施状況及び適正処理状況の確認
建設副産物のリサイクルの実施状況や適正処理の状況について把握するため、受注者は、「東京都建設リサイクルガイドライン」に基づき、リサイクル実施状況及び適正処理状況を工事完成後速やかに以下の書類を作成し、監督員に内容の確認を受け、提出する。
(7) 再生資源利用実施書
受注者はコプリスプラスに必要なデータを入力して作成する（工事完了後5年間保管）。なお、作成対象となる工事は以下のとおりである。
①土砂を搬入する工事
②砕石を搬入する工事
③加熱アスファルト混合物を搬入する工事

- (4) 再生資源利用促進実施書
受注者はコプリスプラスに必要なデータを入力して作成する（工事完了後5年間保管）。なお、作成対象となる工事は以下のとおりである。
①建設発生土を搬出する工事
②コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設泥土、建設発生木材、建設混合廃棄物を搬出する工事
③金属くず、廃プラスチック、紙くず、アスベスト及びその他の廃棄物を一品目当たり1トン以上搬出する工事
(9) リサイクル阻害要因説明書
工事途中において、やむを得ず以下のいずれかについて行わざるを得ない場合は、事前に監督員の承諾を得た上で、リサイクル阻害要因説明書を作成し、監督員に提出する。また、自らも保管するものとする。なお、作成対象となる要因は、以下のとおりである。
①コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設泥土及び建設混合廃棄物を工事現場から直接最終処分する場合
②建設発生木材を最終処分場へ直接搬出する、又は焼却のみを行う中間処理施設に搬出する場合
③現場内で分別を行わない場合

- (エ) 搬入完了報告書（鳥しよにおける工事の場合）
ケ マニフェスト等の提示
(7) マニフェストの提示
受注者は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年法律第137号）に基づき、廃棄物管理票（以下「マニフェスト」という。）又は電子マニフェストを利用し、適正な運搬、処理を行う。マニフェスト（紙）のうち、受注者（排出事業者）が保管すべきものについて、ファイルに整理し、施工中いつでも監督員に提示できるようにする。

- (4) 集計表の提出
受注者は、マニフェストの枚数、産業廃棄物の数量、運搬日等を記録した集計表を作成し、監督員に提出する。
(9) リサイクル伝票の提示
受注者は、建設廃棄物を搬出する場合においてマニフェストを交付する必要のない品目（再生利用認定制度、個別指定制度等を利用して再利用する建設泥土等）については、「リサイクル伝票」（写してもよい）を監督員に提示する。その様式は、受注者が定めるもの、運搬業者が定めるもの、再資源化業者が定めるもの等による。（具体的には、再生利用認定制度や再生利用制度（個別指定）等における建設泥土の再生利用等の法的なマニフェストの交付が不要な再生が対象となる。）
(エ) リサイクル証明書の提示
受注者は、建設廃棄物をセメント等の建設資材の原料として再利用する場合及び高炉還元等を行う場合には、セメント工場等の建設資材製造施設、製鉄所等が発行したリサイクル証明書（写してもよい）を監督員に提示する。

- (2) 建設副産物の処理は、次による。
ア 現場において再使用、再生利用及び再生資源化を図るものは、次による。
(7) 建設発生土の再利用
埋戻し土及び盛土については、次による。
受注者は、土材料を工事現場に搬入する場合、搬入元の管理者に対して受領書を交付する。指示が無い場合は建設発生土の使用を標準とし、建設発生土の品質、適用用途等は「発生土利用基準について」（平成18年8月10日付国官技第112号、国官総第309号、国営計第59号）によるものとする。
指定処分を行う工事が土材料を調達する場合は、建設発生土を搬出する同一の搬出先から土材料を調達すること（セット利用）を原則とする。
上記により難しい場合は、監督員と協議するものとする。
○ 現場で発生した建設発生土を利用する。
・ 次のストックヤードから、ストック土（第 種建設発生土 ）を搬入する。
ストックヤード（ 区・市 地先）
・ 次の他工事からの建設発生土を受け入れる。運搬は、発生側工事による。
なお、受注者は工事間利用を円滑に行うため、相手工事の受注者と綿密に協議する。
建設工事現場（ 区・市 地先）
・ 東京都建設発生土再利用センターからストック土（第 種建設発生土）を搬入する。
・ 東京都建設発生土再利用センターから改良土（第 種建設発生土）を搬入する。
・ コンクリート塊を原料とした再生砂（ RC-10 等）を使用する。
なお、六価クロムについて、平成3年8月 23日付環境庁告示第 46号による測定方法に基づき、あらかじめ土壌の汚染に係る環境基準に適合することを確認する。また、試料には再生砂製品を直接使用し、1購入先当たり1検体の試験を行う。
・ 次の場所から、土を搬入する。
搬入元名称（ 区・市 地先）

- (4) 建設廃棄物の現場内再利用
現場内においては、次の方法で建設副産物の再利用を図る。
・ コンクリート塊については、粒の大きさを mm以下に砕いて埋戻し、（路 盤 材 ）に再利用する。
・ 伐根材及び伐根材については、現場においてチップ状に破砕する等加工し、（チップ舗装・堆肥・木杭 ）に再利用する。
・ 発生する については、 に再利用する。
なお、再生資源の材料仕様は、「1.4.2材料の品質等(8)」による。
ウ 発注者に引渡しを要するもの並びに特別管理産業廃棄物の有無及び処理方法は、次による。
(7) 発注者に引渡しを要するものは、次による。

- ・
(4) 特別管理産業廃棄物の有無及び処理方法は、次によるほか、処理方法については、追記2の「特別管理産業廃棄物及び特定物質等の建設副産物の処理及び回収」による。
○ 「1.5.1事前調査(1)」及び「第29章石綿除去工事」による。
・
・
オ 構外に搬出する建設副産物の取扱いは、次による。
(7) 建設発生土の取扱い
受注者は、建設発生土を次の場所へ搬出し、東京都建設リサイクルガイドラインが規定する資源有効利用促進法令等の取組（再生資源利用促進計画の作成、提出と説明、通知、掲示、報告、保存並びに受領書による管理等）を実施する。
・ 現場内利用（工事現場外一時置き）
ストックヤード（ 区・市 地先）へ搬出し、一時置きをする。置き場を行う場合は、周辺環境に配慮し、必要な措置を講じる。
・ 工事間利用
次の工事現場へ搬出する。
なお、受注者は、工事間利用を円滑に行うため、相手工事の受注者と綿密に協議をする。
建設工事現場（ 区・市 地先）
搬出に先立ち、土壌汚染対策法施行規則及びダイオキシン類対策特別措置法に従った土質試験を搬出前に実施し、その結果を工事間利用先工事の発注部に通知する。なお、建設発生土は、コンクリート塊等の異物と完全に分別し、これらの異物を混入させないこと。

- 指定処分Ⅰ（最終搬出先の記録の作成、保存が不要 ）
本工事から発生する建設発生土は以下の搬出先へ搬出する。
受注者は、以下の搬出先以外を選定する場合、事前に監督員の承諾を得なければならない。なお、予期することができない特別な状態が生じた場合等、やむを得ない事由が生じた場合において必要があると認められるときは、適切に設計図書の変更を行う。また、搬出先は、東京都建設リサイクルガイドラインが規定する工事間利用、指定処分Ⅰ又は指定処分Ⅱに該当するものでなければならない。
・ 東京都建設発生土再利用センター（（公財）東京都都市づくり公社）へ搬出する。
・ 株式会社建設資産広域利用センター（以下「UOR」という。）事業地の次の場所へ搬出する。
地区（ 区・市 地先）
・ 中央防波堤内側埋立地（東京港埠（ふ）頭株式会社）へ搬出する。
・ 新海面処分場（新海面埋立地及び中央防波堤外側埋立地：東京港埠(ふ)頭株式会社）へ搬出する。
・ 搬出先名称（ 区・市 地先）
（ 区・市 地先）
・ 指定処分Ⅱ（最終搬出先の記録の作成、保存が必要）
本工事から発生する建設発生土は以下の搬出先へ搬出する。以下の搬出先は、最終搬出先の記録の作成、保存を行わなければならない。
受注者は、以下の搬出先以外を選定する場合、事前に監督員の承諾を得なければならない。なお、予期することができない特別な状態が生じた場合等、やむを得ない事由が生じた場合において必要

があると認められるときは、適切に設計図書の変更を行う。また、搬出先は、東京都建設リサイクルガイドラインが規定する工事間利用、指定処分Ⅰ又は指定処分Ⅱに該当するものでなければならない。

最終搬出先の記録を作成するため、本工事中ら搬出された建設発生土が他現場の建設発生土と混合しないよう搬出先では区分管理されるようにする。万が一、他現場の建設発生土と混合してしまった場合は、混合した建設発生土全量を対象に最終搬出先の記録を作成する。
・ 搬出先名称（ ）へ搬出する。
（ 区・市 地先）

- (4) 異物混入の防止
受注者は、建設発生土の積込み・搬出に当たっては、コンクリート塊、木くず、金属くず等と分別し、これらの異物が混入しないよう搬出・運搬しなければならない。
受注者は、建設発生土の積込み・搬出に当たり、現場での分別状況を写真撮影し、工事記録写真に含めて監督員に提出しなければならない。ただし、建設発生土の掘削のみの場合など異物が埋入するおそれのない場合は、この限りではない。

- (9) 建設廃棄物の取扱い
受注者は、コプリスプラス等を利用し、また、受入条件、再資源化の方法等を施設に確認し、適切な再資源化施設を選定する。
本工事で、次の場所にある再資源化施設への搬出を想定しているが、事前に監督員の承諾を得た場合は、受注者はこれ以外の施設を選定することができる。
なお、受注者の責めに帰すことができない事由により、再資源化施設を変更せざるを得ないこととなった場合は、施工条件の変更とみなすことができることとする。

- コンクリート塊
（住所／搬出距離／搬出量／搬出条件等）
住所
搬出距離 約 km 搬出量 約 ? 搬出条件：
・ アスファルト・コンクリート塊
住所
搬出距離 約 km 搬出量 約 ? 搬出条件：
・ 建設泥土
住所
搬出距離 約 km 搬出量 約 ? 搬出条件：
・ 建設発生木材（原則として再資源化施設への搬出とする）
住所
搬出距離 約 km 搬出量 約 ? 搬出条件：
・ 建設混合廃棄物
住所
搬出距離 約 km 搬出量 約 ? 搬出条件：
・
住所
搬出距離 約 km 搬出量 約 ? 搬出条件：
・
住所
搬出距離 約 km 搬出量 約 ? 搬出条件：
・
住所
搬出距離 約 km 搬出量 約 ? 搬出条件：

- (9) 有価物を売渡す場合
売渡したことを証明する書類の写しを監督員に提出すること。
また、建設廃棄物として処分する場合は適切に処分すること（有価物の取扱いについては、「行政処分の指針について（通知）」（令和3年4月14日環循発第 2104141 号）等を参照すること。）

カ クレオソート油等を含む建設発生木材の処理
クレオソート油、COA（クロム、銅、ひ素の化合物）及びクロルデン類（化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令（昭和49年政令第202号）第1条8号に規定する物質をいう。）が注入又は塗布された建設発生木材の処理に当たっては、当該物質が注入または塗布されていない部分と可能な限り分離し、分別した上で、廃棄物処理施設での焼却処分又は管理型最終処分場での埋立処分とする。なお、焼却を行う場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）及びダイオキシン類特別措置法（平成11年法律第105号）の基準を満たす焼却炉を有する施設を選定し、適切に処理する。
ケ セっこうボードの処理方法は、次による。
せっこうボードの搬去に際しては、せっこうボードの裏面に印刷されている製造会社名等により、石綿・ひ素・カドミウム等の含有の有無を確認し、監督員に報告する。含有が確認された場合には、関係法令に基づき適切に処理するとともに、監督員に処理について協議を行う。
(9) (7)及び(4)以外の石膏ボードの処理は次による。
・ 最終処分場とする。
・ 再資源化とする。

- ク PCB 含有シーリング材の処理は、次による。
(7) PCB 含有シーリング材の分析調査及び撤去は、次による。

- 1.1.17 過積載の防止
本工事における過積載の防止については、標準仕様書によるほか、「過積載防止対策マニュアル」（東京都財務局）によるものとする。
「過積載防止対策マニュアル」は、東京都財務局ホームページを参照する。

- 1.1.19 保険の加入及び事故の補償
○ 本工事において、受注者は法定外の労災保険（※）に付きなければならない。また、当該保険契約の証券又はこれに代わるものを発注者に提示する。
※法定外の労災保険とは、公共工事等に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を保険するための保険契約であり、国の労働災害補償保険（労災保険）とは別に上乗せ給付等を行うことを目的とした保険契約をいう。
1.1.26 住宅瑕疵(か)し担保履行法に基づく資力確保措置
(1)「特定住宅瑕疵(か)し担保責任の履行の確保等に関する法律」（平成19年法律第66号）に基づく保険の加入又は保証金の供託の適用については、次による。

工事名	日野市立南平小学校トイレ改修建築工事		
図面番号	A-02	図名	特記仕様書 2 / 5
作成	2026年03月13日	監理	日野市総務部建築営繕課
訂正	年 月 日	設計	株式会社ヒューマンケアデザイン一級建築士事務所 事務所登録 東京都知事 第 57028号 管理建築士 一級建築士 第111730号 高木義寛

1.9.2 竣工図

竣工図面の作成に当たっては、監督員の承諾を得て設計原図を複写訂正し、竣工原因としてよい。

種類、記入内容及び提出部数は、次による。

- 電子データ版（CD-R等）2部
- 見開製本（A1）部(文字なし観音開き)
 - (A2)部(文字なし観音開き)
 - (A3) 1部(文字なし観音開き)
 - (A3) 1部(文字入り観音開き)
- 竣工原因部

1.9.3 保全に関する資料

- 保全に関する資料の作成内容等は、次による。
 - その他の保全に関する資料
- 付属品等引渡し通知書
- 試験成績書
- 官公署届出書類（副本）
- 官公署届出書類の写し
- 鍵・備品・工具リスト
- 保証書
- 建築物等の保守に関する説明書（機器取扱説明書、装置の運転説明書等）
- 官公署届出書類及び保証書を除き、2部提出する。

■第2章 仮設工事

第2節 縄張り、造方、仮囲い、足場等

2.2.4 足場、仮囲い等

- 仮囲いについては、別途指示する位置に次のものを設置する。
 - 万能鋼板 H=3.0m
 - 波形鋼板 H=1.8m
- 足場の組立、解体又は変更の作業に係る業務を行う場合は、安全衛生特別教育規程に定める、足場の組立等の業務に係る特別教育を修了した者又は足場の組立等作業主任技能講習を修了した者等が行うこととする。
 - また、仮設足場については、次のものを想定している。
 - 足場の設置か所、シート等の設置については、図面による。
 - 防音パネルの設置範囲は、「2.5.4 騒音・粉じん等の対策(2)」による。
 - 手すり先行枠組足場
 - 手すり先行くさび緊結式足場

第3節 材料置場、下小屋その他仮設物

2.3.4 監督員事務所の規模、仕上げ、備品等

監督員事務所の設置は、次による

- 設置しない。
- 設置する。

第5節 既存部分の養生

2.5.2 既存部分の養生

- 既存部分の養生は、次による。
 - 養生シート
- 既存家具等の養生は、次による。
 - 行わない
- 固定された備品等の移動は、次による。
 - 行わない。

2.5.3 仮設間仕切り

- 仮設間仕切り等の種別、下地、材種、厚さ、塗装等は、次による。

種別	仮設間仕切りの仕様	厚さ(mm)	塗装の有無
・C種	木下地、合板張り		・無し

- 仮設扉の設置箇所及び種別は、次による。
 - 木製扉 合板貼り 設置箇所は図面による

■第4章 地業工事

第6節 砂利、砂、捨コンクリート地業等

4.6.2 材料

- 砂利地業に使用する砂利は、次による。
 - ア 直接基礎（軽微な建物を除く。）
 - 再生クラッシュラン（RC-40）
 - 切込砂利
 - イ 上記以外
 - 再生クラッシュラン（RC-40）
 - 切込砂利
 - 切込碎石

4.6.4 捨コンクリート地業

- 捨コンクリートの範囲・厚さは図面による。
- 捨コンクリートへの再生骨材を用いたコンクリートの使用は次による。適用は「 6.11.1 一般事項(3)」による。
 - 使用する
 - 使用しない

■第5章 鉄筋工事

第2節 材料

5.2.1 鉄筋

鉄筋の種類等は、次による。

種類の記号	呼び径（mm）
・SD295	・D16以下

溶接せん断補強筋 は「建築基準法」第 37 条の規定による。

第3節 加工及び組立

5.3.4 継手及び定着

- 鉄筋の継手は、次による。
 - 重ね継手（D35未満の鉄筋の場合）
- 鉄筋の継手位置は、図面による。

■第6章 コンクリート工事

第2節 コンクリートの種類及び品質

6.2.1 コンクリートの種類

- コンクリートの類別は、次による。
 - I類
 - II類
- コンクリートの気乾単位容積質量による種類は、次による。
 - 普通コンクリート
 - 軽量コンクリート

6.2.2 コンクリートの強度

普通コンクリートの設計基準強度（FC）等は、次による。

設計基準強度（FC）	スランプ(cm)	適用範囲
・21 N /YU+339F	18	スラブ、土間

■第15章 左官工事

第6節 仕上塗材仕上げ

15.6.2 材料

- 仕上塗材
 - 仕上塗材の種類、呼び名、仕上げの形状及び工法等は、次による。
 - 複層仕上塗材

呼び名	仕上げの形状等	工 法	耐候性	防火材料
・ 複層塗材CE	・ 凸部処理	・ 吹付け	・ 耐候形 3種	○ 適用する
・ 複層塗材RE	・ 凹凸状	・ ローラー塗	・	○ 適用しない
・ 複層塗材Si	・ ゆず肌状			
・ 複層塗材E				

※外壁塗装（補修部分）は、上塗材（ウレタン）のみとする

複層仕上げ塗材の上塗材（樹脂）	○アクリル系	・シリカ系	・ポリウレタン系	・アクリルシリコン系
	・ふっ素系			
（外観）	・つやあり	○つやなし	・メタリック	
（溶媒）	・溶剤系	・弱溶剤系	○水系	

■第18章 塗装工事

第1節 共通事項

18.1.3 材料

- 塗料は、トルエン等の含有量の少ない水性形のを原則とするほか、図面（仕上げ表等）による。
 - また、「1.4.1 環境への配慮」による低 VOC 塗料は、次による。
 - ア 建築物内装用の塗料は、有害金属類を添加していない塗料であって、 VOC 含有量1％以下（鉄部用は5％以下）の水性塗料であること。
 - イ 建築物外装用の塗料は、有害金属類を添加していない塗料であって、従来の溶剤型塗料と比較し VOC 含有量を低減した塗料であること。
 - 塗料の塗布に当たっては、使用方法及び塗布量を十分に管理し、適切な乾燥時間をとる。また、施工時及び施工後の通風、換気を十分にを行い、室内に発散した化学物質等を室外に放出させるものとする。

第2節 素地ごしらえ

18.2.2 木部の素地ごしらえ

木部の素地ごしらえの種別等は、次による。

種 別	施工部位
・B種	三方枠、一方枠

18.2.7 せっこうボード面及びその他ボード面の素地ごしらえ

せっこうボード及びその他ボード面の素地ごしらえの種別等は、次による

種 別	施工部位
・B種	図面表記の EP-G 塗装、EP 塗装

第5節 クリヤラッカー塗り（CL）

18.5.2 クリヤラッカー塗り

クリヤラッカー塗りの種別等は、次による。

種 別	施工部位及び塗料その他の種類
・B種	三方枠、一方枠

第8節 つや有合成樹脂エマルジョンペイント塗り（EP-G）

18.8.2 コンクリート面、押出成形セメント板面、モルタル面、せっこうプラスター面、せっこうボード面、その他ボード面等のつや有合成樹脂エマルジョンペイント塗り
コンクリート面、、押出成形セメント板面、モルタル面、せっこうプラスター面、せっこうボード面、その他ボード面等のつや有合成樹脂エマルジョンペイント塗りの種別等は、次による。

種 別	施工部位及び塗料その他の種類
・B種	図面表記の EP-G 塗装

第9節 合成樹脂エマルジョンペイント塗り（EP）

18.9.2 合成樹脂エマルジョンペイント塗り

合成樹脂エマルジョンペイント塗りの種別等は、次による。

種 別	施工部位及び塗料その他の種類
・B種	図面表記の EP 塗装

■第19章 内装工事

第1節 共通事項

19.1.2 基本品質

塗料の塗布及び接着剤の使用に当たっては、使用方法及び塗布量を十分に管理し、適切な乾燥時間をとる。また、施工時及び施工後の通風、換気を十分にを行い、室内に発散した化学物質等を室外に放出させる。

第2節 ビニル床シート、ビニル床タイル及びゴム床タイル張り

19.2.2 材料

- ビニル床シートの種類、厚さ及び色柄等は、次による。

種類の記号	色 柄	厚さ	使用箇所
超防汚性複層ビニル床シート UV 樹脂コーティング		2.0mm	トイレ

- ビニル幅木の種類、厚さ、高さ等は、次による。

- t2.0、H100 床シート巻上げ

第7節 せっこうボード、その他ボード及び合板張り

19.7.2 材料

- せっこうボードその他のボード類の種類、厚さ等は、次による。

種 類	規格、区分等	厚さ(mm)	使用箇所
繊維強化セメント板（JIS A 5430）	・普通ボード（ 0.8FK）	6.0	トイレ腰壁
	・普通ボード（ 1.0FK）		
・せっこうボード製品（JIS A 6901）	・せっこうボード（GB-R）	9.5	図示による
	・シージングせっこうボード（GB-S）	12.5	図示による
	・強化せっこうボード（GB-F）	9.5	図示による
	・化粧せっこうボード（GB-D）	9.5	図示による
・合板	・耐水合板	12、15	図示による

19.7.3 工法

- ボード類、合板等の張付け
 - ウ 合板類の張付けの種別は次による。
 - A種
- せっこうボードの目地工法の種類は、次による。
 - 縦目処理工法（ ・テーパエッジ ・ベベルエッジ ）

■第20章 ユニット及びその他の工事

第1節 共通事項

20.1.2 基本品質

塗料の塗布に当たっては、使用方法及び塗布量を十分に管理し、適切な乾燥時間をとる。また、施工時及び施工後の通風、換気を十分にを行い、室内に発散した化学物質等を室外に放出させる。

20.2.5 トイレブース

(2) 材料

ア パネル表面材は、次による。

- メラミン樹脂系化粧板
- ポリエステル樹脂系化粧板

ウ 脚部の種類は、次による。

- SUS 木巾

20.2.11 表示

- 室名札、ピクトグラム、案内板等の形状、寸法、材質、色、書体、印刷等の種別、取付け形式等は、図示による。

■第25章 建具改修工事

第1節 共通事項

25.1.3 改修工法

- 既存建具を新規建具に改修する場合は、次による。

建具の種類	かぶせ工法	撤去工法	備考
・アルミニウム製建具	・	・	
・鋼製建具	・外部	・	
	・内部	・	
○鋼製軽量建具	・	図示による	
・ステンレス製建具	・	・	

■第26章 内装改修工事

第1節 共通事項

26.1.3 他の部位との取合い等

- 既存壁の撤去に伴う当該壁の取合う天井、壁及び床の改修範囲は、次による。
 - 図面による。
- 天井内の既存壁の撤去に伴う当該壁の取り合う天井の改修範囲は、次による。
 - 図面による。
- 既存天井の撤去に伴う取り合い部の壁面の改修は、次による。
 - 図面による。

第2節 既存床の撤去及び下地補修

26.2.2 工法

- 既存床仕上げ材の除去等
 - ア(ウ) ビニル床シート等の浮き、欠損部等による下地モルタルの撤去は、次による。
 - 図面による。

第3節 既存壁の撤去及び下地補修

26.3.2 工法

- 間仕切壁の撤去に伴う他の構造体の補修は、次による。
 - 図面による

第5節 木下地等

26.5.1 一般事項

この節は、建築物の内部改修工事において木下地、床板張り等を新設する場合に適用し、「第 12 章 木工事」による。

第6節 軽量鉄骨天井下地

26.6.2 材料（14.4.2 材料）

(2) 野縁等の種類は、次による。

- 19 形

26.6.3 形式及び寸法（ 14.4.3 形式及び寸法）

(1) 屋外の野縁受け、吊りボルト及びインサートの間隔は、次による。

- 間隔は、 900 mm 程度とし、周辺部は端から 150 mm 以内とする。

26.6.4 工法（ 14.4.4 工法）

(1) ア 既存の埋込みインサートの使用は、次による。

- 使用する。
- 使用しない。

イ(ウ) あと施工アンカーの確認試験（引張試験）は、次による。

- 行う。
- 行わない。

ウ あと施工アンカーの引張試験の箇所数及び確認強度は、次による。

-

第7節 軽量鉄骨壁下地

26.7.1 一般事項

この節は、内部改修工事における間仕切壁等に軽量鉄骨壁下地を新設の場合に適用し、「第 14 章 第5節 軽量鉄骨壁下地」による。

第9節 モルタル塗り

26.9.1 一般事項

この節は、コンクリート下地、コンクリートブロック下地等の面に施すセメント、細骨材等を主材料としたモルタル塗りに適用し、「第 15 章第3節 モルタル塗り」による。

なお、モルタル塗りの浮きやひび割れを改修する場合は、「第 24 章 外壁改修工事」による。

第10節 タイル張り

26.10.1 一般事項

この節は、工事現場において、あと張りでタイル張り仕上げを行う内装仕上げ工事に適用し、「第 11 章 タイル工事」のうち、屋内で施工するタイル工事に関する規定による。

なお、タイルの浮き、ひび割れ等の改修を要する場合は、「第 24 章 外壁改修工事」による。
なお、タイルの浮き、ひび割れ等の改修を要する場合は、「第 24 章 外壁改修工事」による。

■第27章 塗装改修工事

第1節 共通事項

27.1.3 材料（ 18.1.3 材料）

(5) 塗料は、トルエン等の含有量の少ない水性形のを原則とするほか、図面（仕上げ表等）による。

また、「1.4.1 環境への配慮」による低 VOC 塗料は、次による。

ア 建築物内装用の塗料は、有害金属類を添加していない塗料であって、 VOC 含有量1％以下（鉄部用は5％以下）の水性塗料であること。

イ 建築物外装用の塗料は、有害金属類を添加していない塗料であって、従来の溶剤型塗料と比較し VOC 含有量を低減した塗料であること。

塗料の塗布に当たっては、使用方法及び塗布量を十分に管理し、適切な乾燥時間をとる。また、施工時及び施工後の通風、換気を十分にを行い、室内に発散した化学物質等を室外に放出させるものとする。

第2節 下地調整

27.2.1 施工一般

既存塗膜の除去範囲は、次による。

- 塗膜の劣化部分

27.2.5 モルタル面及びせっこうプラスター面の下地調整

モルタル面及びせっこうプラスター面の下地調整の種別等は、次による。

種 別	施工部位
・RB種	図面表記のEP-G 塗装

第9節 つや有合成樹脂エマルジョンペイント塗り（EP-G）

27.9.2 コンクリート面、モルタル面、せっこうプラスター面、せっこうボード面、その他ボード面等のつや有合成樹脂エマルジョンペイント塗り

(1) つや有合成樹脂エマルジョンペイント塗りの種別等は、次による。

種 別	使用箇所
・B種	図面表記のEP-G塗装

■第29章 石綿除去工事

第1節 一般事項

29.1.1 適用範囲

石綿含有 建材はすべての種類の石綿及びそれらをその重量の 0.1%を超えて含有する物 をいう。石綿含有建材の種類は、石綿含有吹付け材、石綿含有保温材等、石綿含有成形板等及び石綿含有仕上塗材で「建築物の解体等に係る石綿（アスベスト）飛散防止対策マニュアル」（環境局）による。当該マニュアルは東京都環境局のホームページに掲載されている最新版を参照すること。
なお、既に封じ込まれている吹付け石綿等も、石綿含有吹付け材と同様の扱いとする。

29.1.3 施工一般

- 受注者は、作業の届出に必要な書類等の関係官庁への提出について遅滞なく行う。
- 受注者は、「大気汚染防止法」に基づく届出（特定粉じん排出等作業実施届書）又は「東京都環境確保条例」に基づく届出（石綿飛散防止方法等計画届出書）に必要な資料を作成し、監督員に届出の記載内容の説明を行うとともに、提出に協力する。
- 受注者は、事前に「石綿障害予防規則」第4条に定められた事項を盛り込んだ施工計画書を作成、監督員に提出し、承諾を得た後に施工する。また、 資格証明書及び工事経歴書の写しを施工

工事名	日野市立南平小学校トイレ改修建築工事		
図面番号	A-04	図名	特記仕様書 4 / 5
作成	2026年03月13日	監理	日野市総務部建築営繕課
訂正	年 月 日	設計	株式会社ヒューマンケアデザイン

計画書に添付する。その実施内容を監督員に報告する。

(4) 石綿処理に関する調査、作業等については、諸法令等の遵守に加え、「建築物の解体等に係る石綿（アスベスト）飛散防止対策マニュアル」（東京都環境局）の最新版に準拠する。

(5) 関係法令、特記仕様書等で資格等を必要とされている作業関係者、確認者等について、監督員がその資格証等の提示を求めたときは、速やかに応じる。

第2節 共通事項

29.2.6 表示および掲示

事前調査等、法令に基づき実施する掲示については、法令等に定められた大きさ とする。その他の表示や掲示については、視認しやすい大きさとする。

第4節 石綿含有保温材等の除去

29.4.1 石綿含有保温材 等の除去

除去方法等は次による。

ウ 隔離養生（負担不要）に用いる養生シート等は、耐久性及び耐水性を有し、石綿の繊維が通過できない物とし、隙間等ができないように設置する。

29.4.4 確認及び後片付け

ア 除去完了の確認を行う石綿等に関する知識を有する者等とは、 1.5.1(2) に示す事前調査を行うことができる者 又は当該作業の石綿作業主任者 とする。

第5節 石綿含有成形板等の除去

29.5.1 石綿含有成形板等の除去

作業場所の周辺の養生は次による。

・ 隔離養生（負担不要）に用いる養生シート等は、耐久性及び耐水性を有し、石綿の繊維が通過できない物とし、隙間等ができないように設置する。

29.5.2 工法

ア 湿潤化の方法は次による。

○ 粉じん飛散抑制剤等の散布

・ 水噴霧による湿潤化

・ 散水による湿潤化

※ 湿潤化するために行う散水その他の措置により石綿を含む水を排出するときは、ろ過その他の適切な処理を行う。

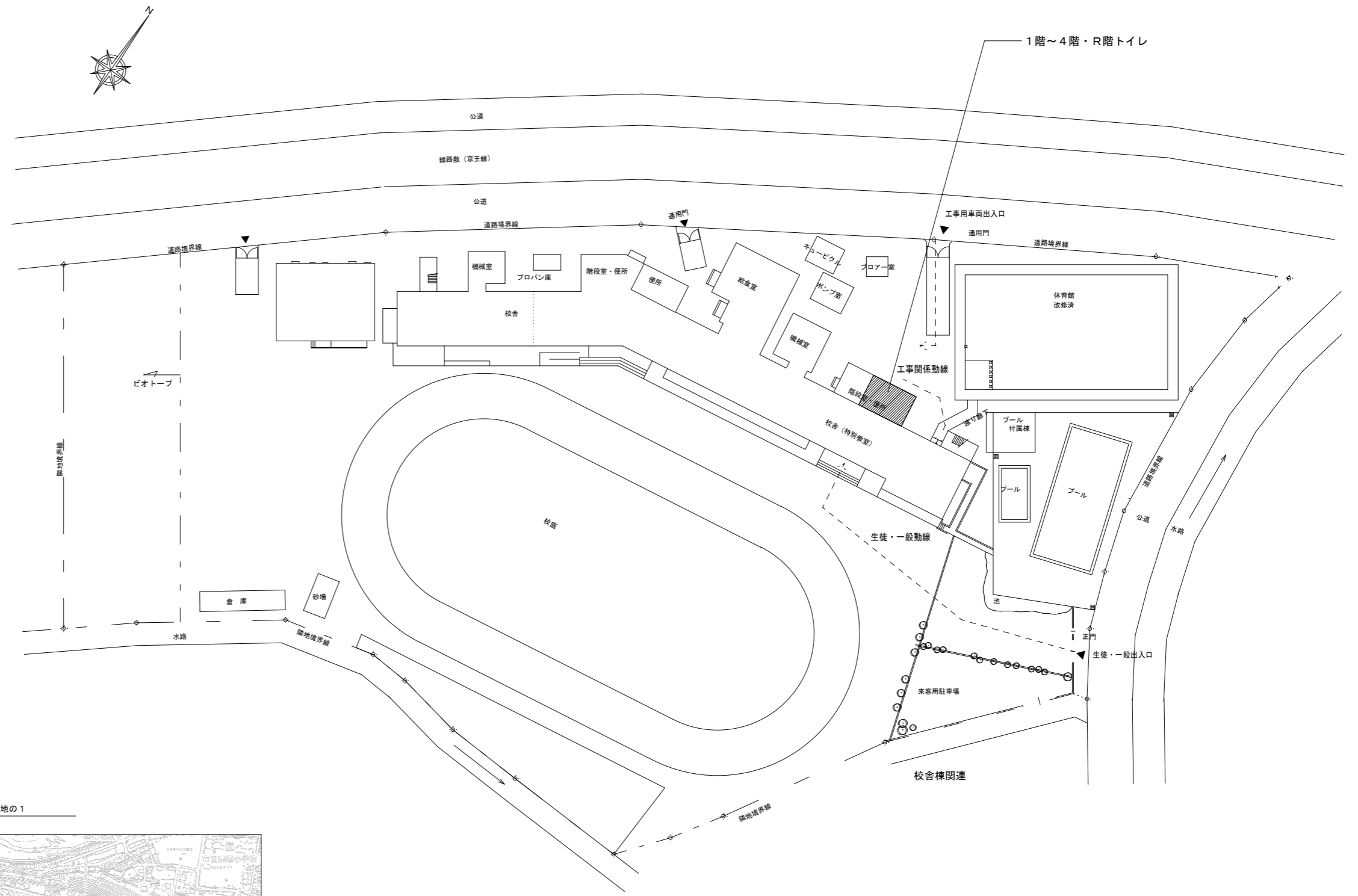
※ 「手ばらし」とは、石綿含有成形板等の接合・固定状態を、簡易な工具等で解除又はその位置において人力により破砕して現位置より除去することをいう。一般的には破壊しなければ飛散はないが、やむを得ず破壊しなければならない場合には、十分に湿潤化した状態で作業する。

イ 石綿含有石こうボードを除く石綿含有成形板等の処分は「 1.1.16(2) オ」による。

29.5.4 確認及び後片付け

(1) 除去完了の確認を行う石綿等に関する知識を有する者等とは、 1.5.1(2) に示す事前調査を行うことができる者又は当該作業の石綿作業主任者とする。

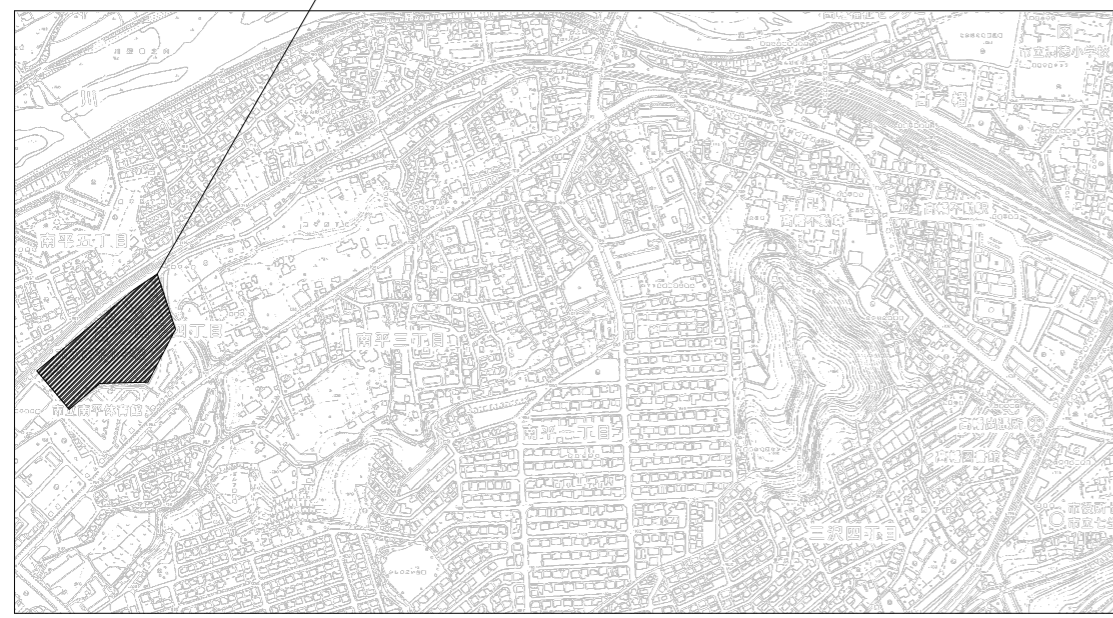
工事名	日野市立南平小学校トイレ改修建築工事		
図面番号	A-05	図名	特記仕様書 5 / 5
作成	2026年03月13日	監理	日野市総務部建築営繕課
訂正	年 月 日	設計	株式会社ヒューマンケアデザイン一級建築士事務所 事務所登録 東京都知事 第57028号 管理建築士 一級建築士 第111730号高木義寛



1階～4階・R階トイレ

案内図 S=1:10000

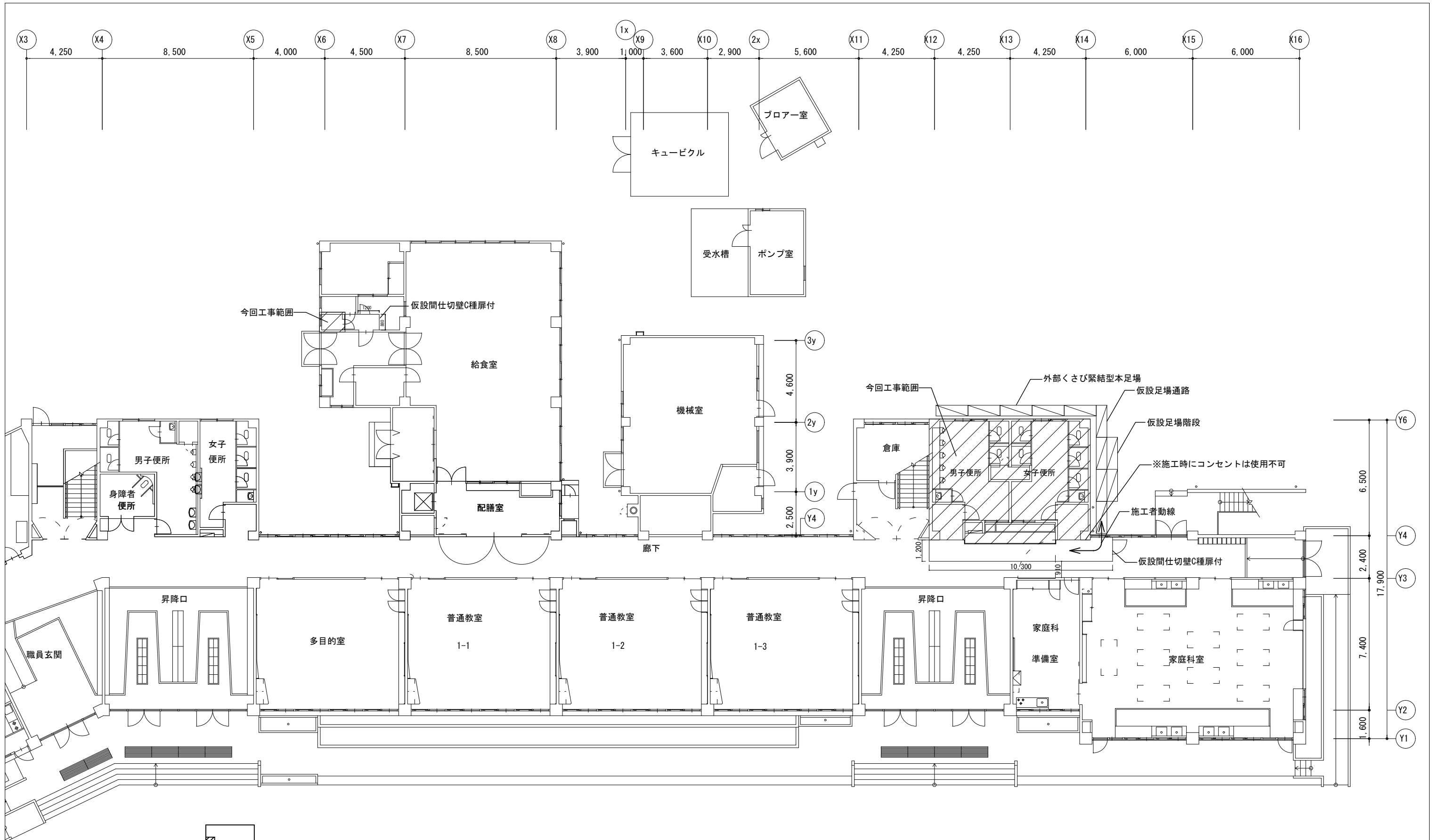
工事箇所：
日野市立南平小学校
東京都日野市南平4丁目18番地の1




配置図 S=1:800

今回改修箇所

工事名	日野市立南平小学校トイレ改修建築工事		
図番	A-06	図名	案内図・配置図
縮尺	A3: 1/10000 A3: 1/800	作成	2026年 3月13日
監理	日野市総務部建築営繕課		
設計	株式会社ヒューマンケアデザイン 一級建築士事務所 事務所登録 東京都知事第57028号 管理建築士 一級建築士第111730号 高木義寛		
訂正	年月日	設計	

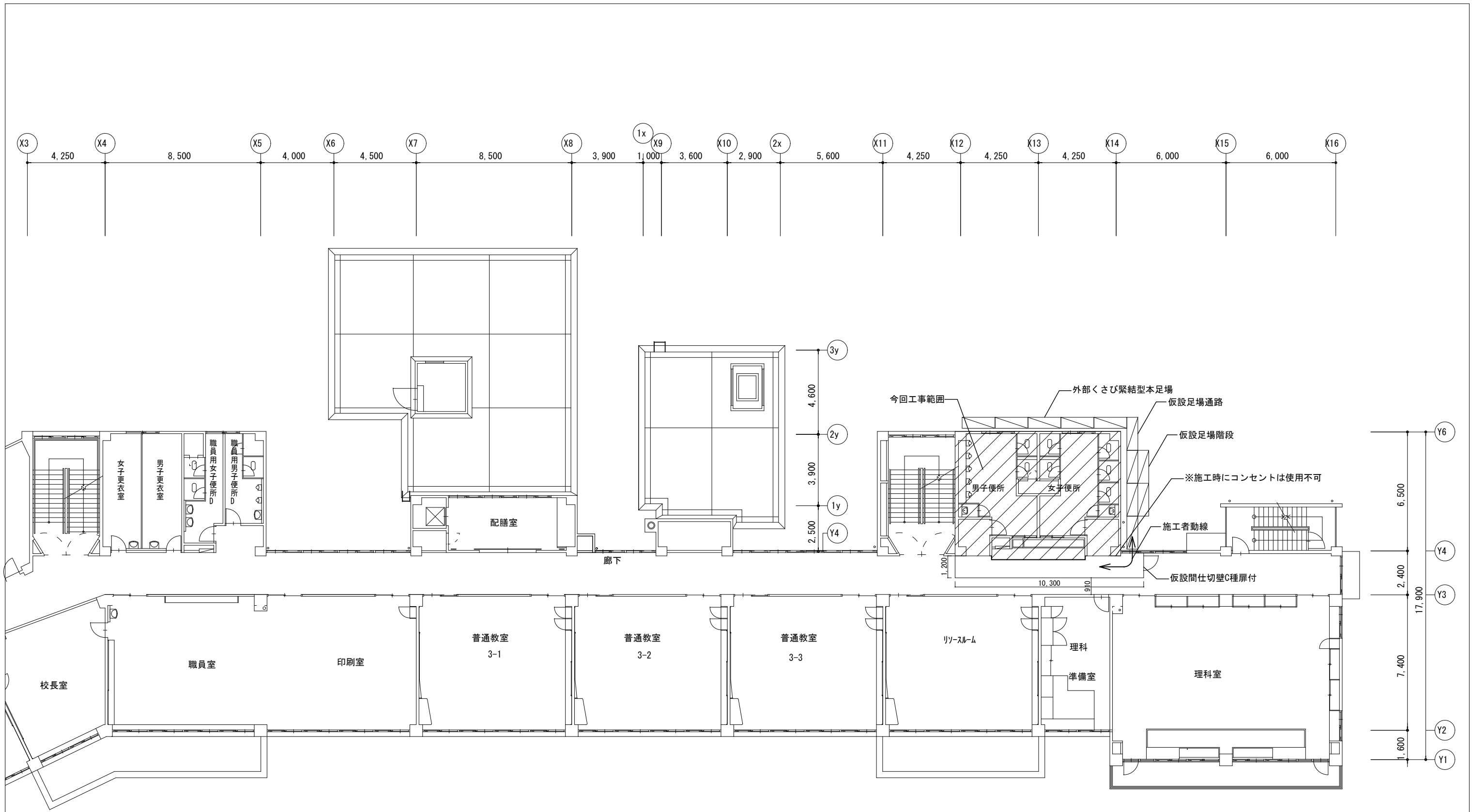


1階平面図

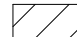
 今回工事範囲

仮設間仕切壁は避難上及び消火上支障がないよう設置する。
また必要に応じて消防と協議する事とする。

工事名	日野市立南平小学校トイレ改修建築工事				
図番	A-07	図名	1階改修範囲 仮設計画図	縮尺	1/200
作成 2026年 3月13日	監理 日野市総務部建築営繕課				
訂正 年 月 日	設計 株式会社ヒューマンケアデザイン一級建築士事務所 事務所登録 東京都知事第57028号 管理建築士 一級建築士第111730号 高木義寛				

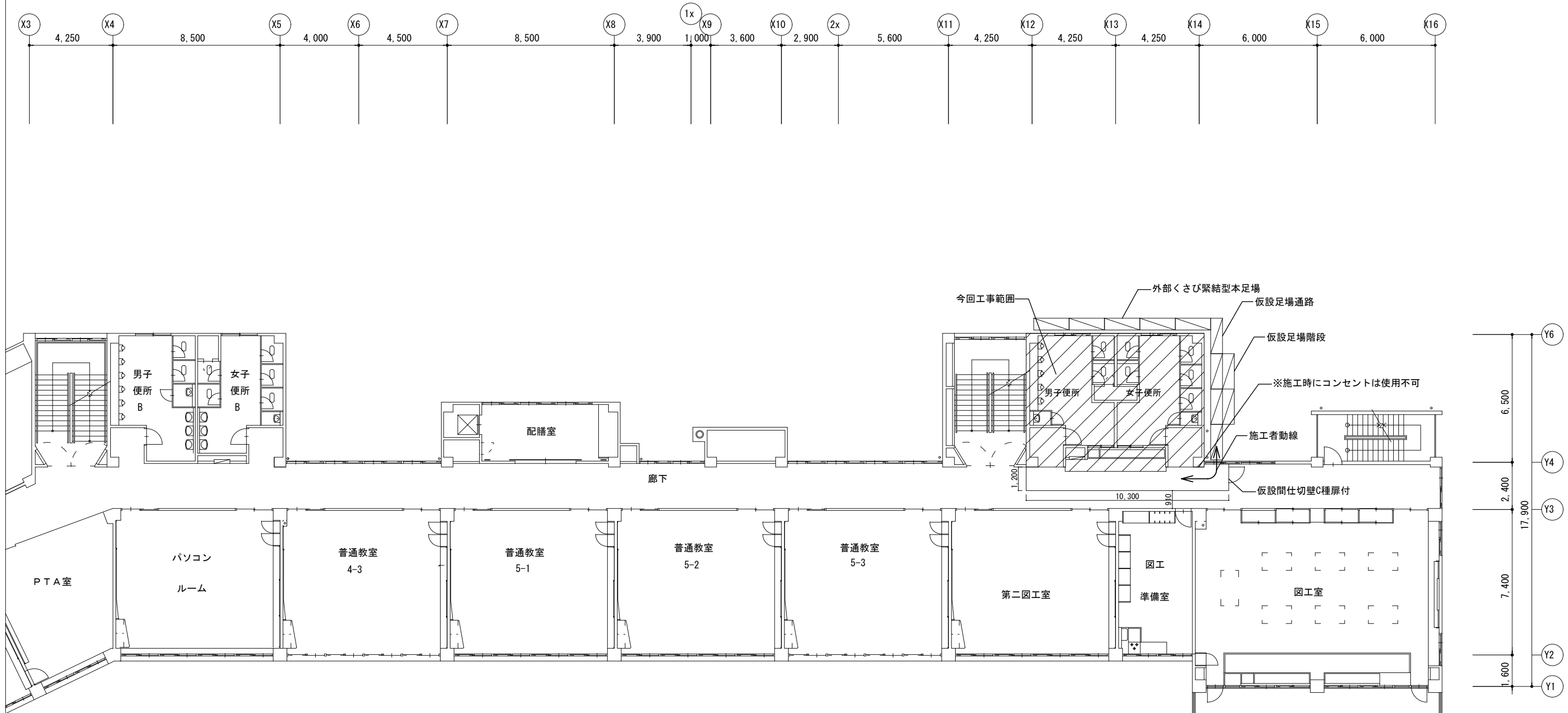


2階平面図

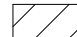
 今回工事範囲

仮設間仕切壁は避難上及び消火上支障がないよう設置する。
また必要に応じて消防と協議する事とする。

工事名	日野市立南平小学校トイレ改修建築工事				
図番	A-08	図名	2階改修範囲 仮設計画図	縮尺	1/200
作成 2026年 3月13日	監理 日野市総務部建築営繕課				
訂正 年 月 日	設計 株式会社ヒューマンケアデザイン一級建築士事務所 事務所登録 東京都知事第57028号 管理建築士 一級建築士第111730号 高木義寛				

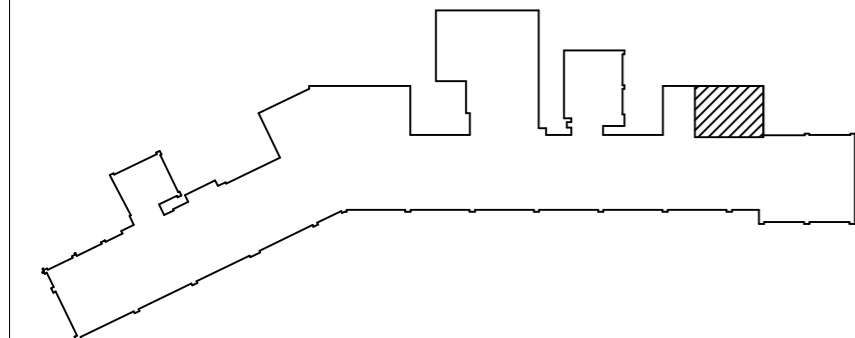
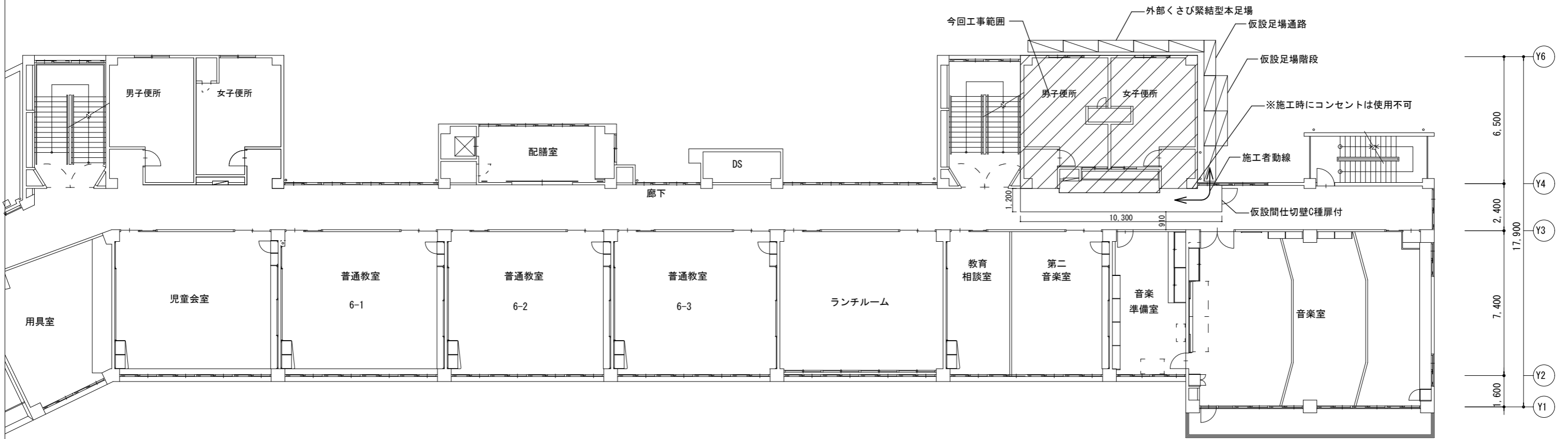
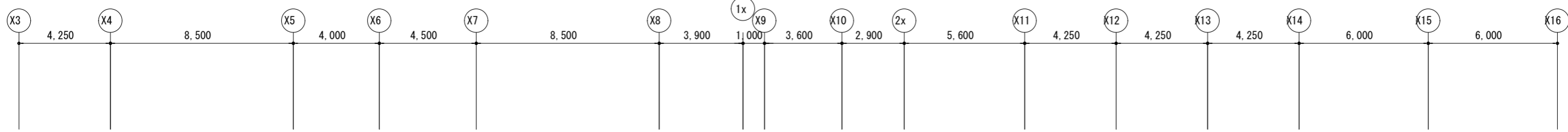


3階平面図


 今回工事範囲

仮設間仕切壁は避難上及び消火上支障がないよう設置する。
また必要に応じて消防と協議する事とする。

工事名	日野市立南平小学校トイレ改修建築工事				
図番	A-09	図名	3階改修範囲 仮設計画図	縮尺	1/200
作成 2026年 3月13日	監理 日野市総務部建築営繕課				
訂正 年 月 日	設計 株式会社ヒューマンデザイン一級建築士事務所 事務所登録 東京都知事第57028号 管理建築士 一級建築士第111730号 高木義寛				

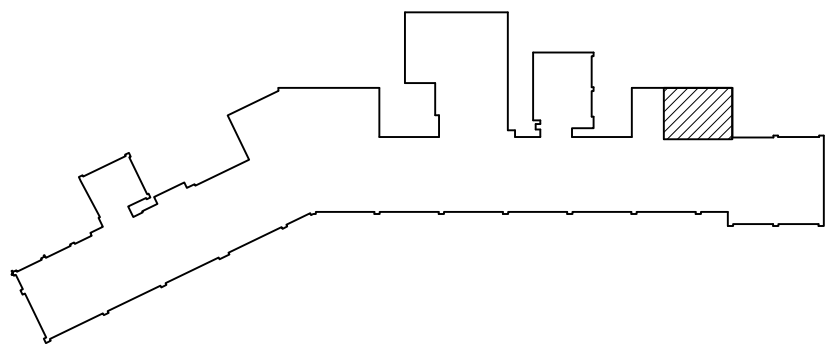
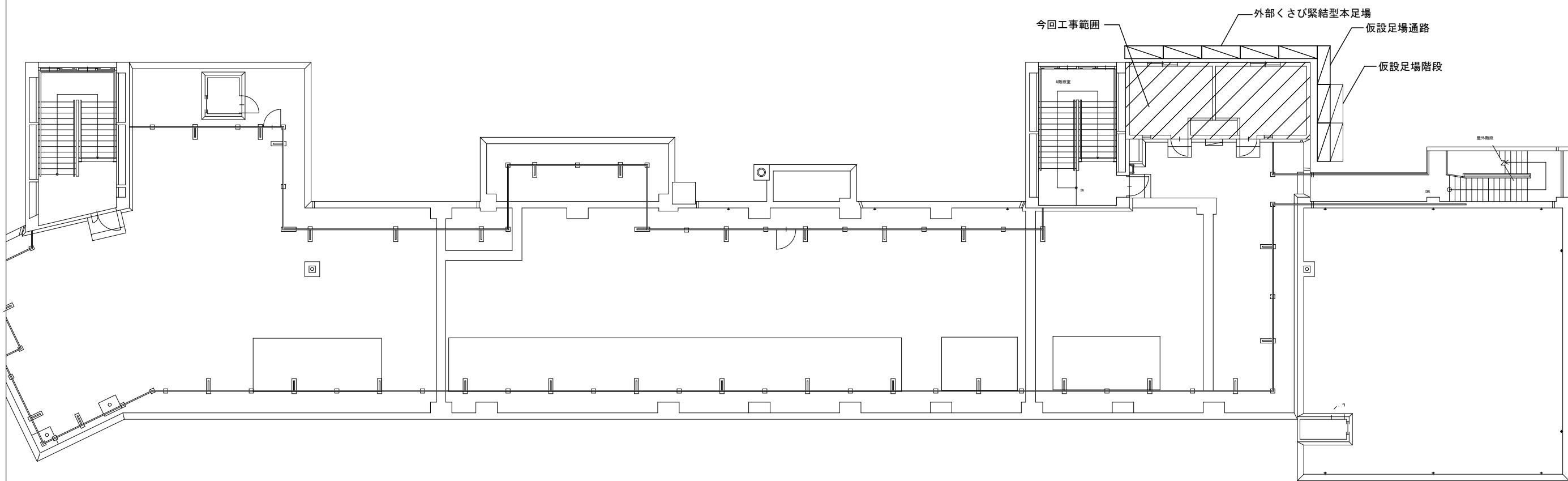
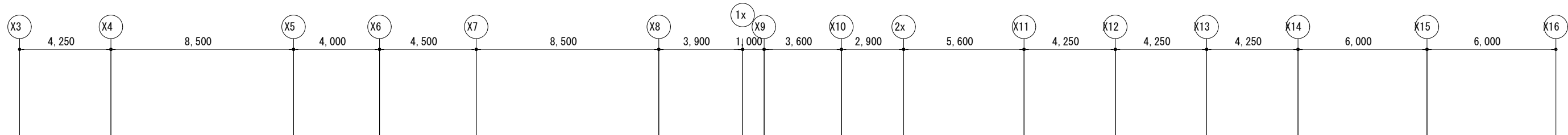


4 階平面図

 今回工事範囲

仮設間仕切壁は避難上及び消火上支障がないよう設置する。
また必要に応じて消防と協議する事とする。

工事名	日野市立南平小学校トイレ改修建築工事				
図番	A-10	図名	4階改修範囲 仮設計画図	縮尺	1/200
作成 2026年 3月13日	監理 日野市総務部建築営繕課				
訂正 年 月 日	設計 株式会社ヒューマンケアデザイン一級建築士事務所 事務所登録 東京都知事第57028号 管理建築士 一級建築士第111730号 高木義寛				

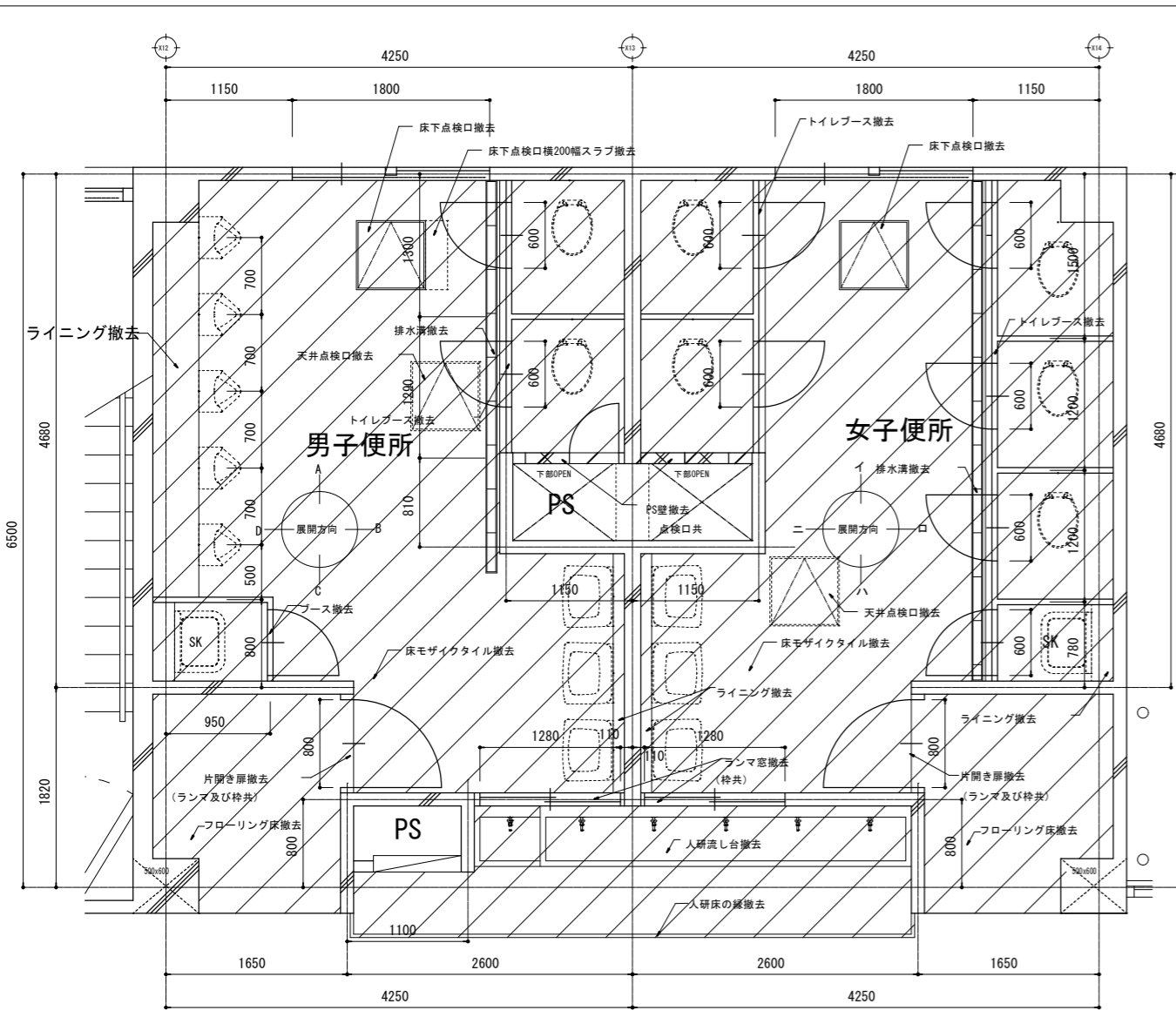


R階平面図

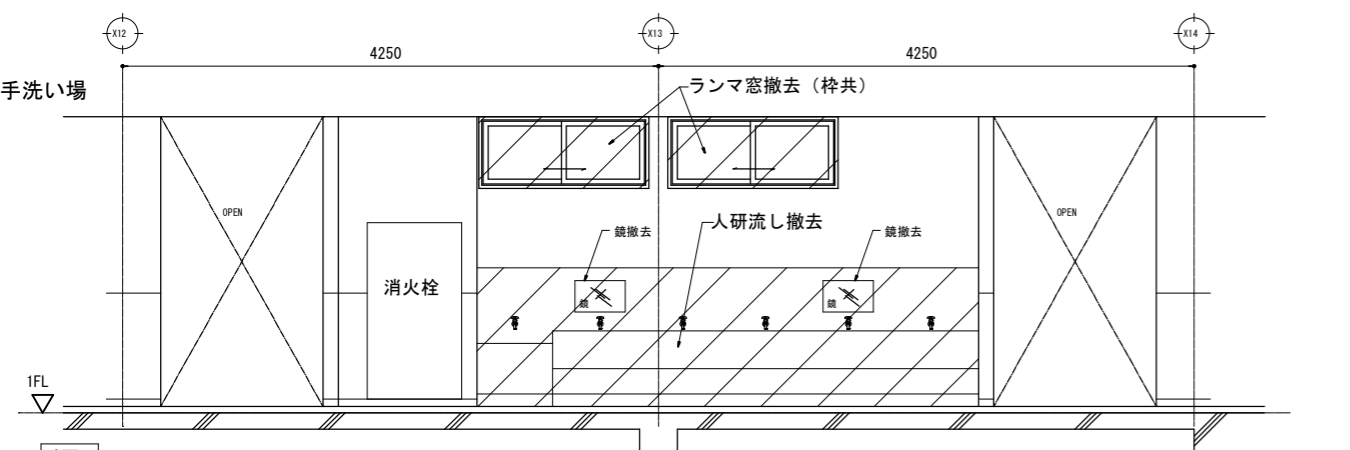
今回工事範囲

仮設間仕切壁は避難上及び消火上支障がないよう設置する。
また必要に応じて消防と協議する事とする。

工事名	日野市立南平小学校トイレ改修建築工事				
図番	A-11	図名	R階改修範囲 仮設計画図	縮尺	1/200
作成 2026年 3月13日	監理 日野市総務部建築営繕課				
訂正 年 月 日	設計 株式会社ヒューマンケアデザイン一級建築士事務所 事務所登録 東京都知事第57028号 管理建築士 一級建築士第111730号 高木義寛				



トイレ1階平面図



トイレ1階展開図

トイレ内部仕上り表 (撤去) ※アスベスト含有材

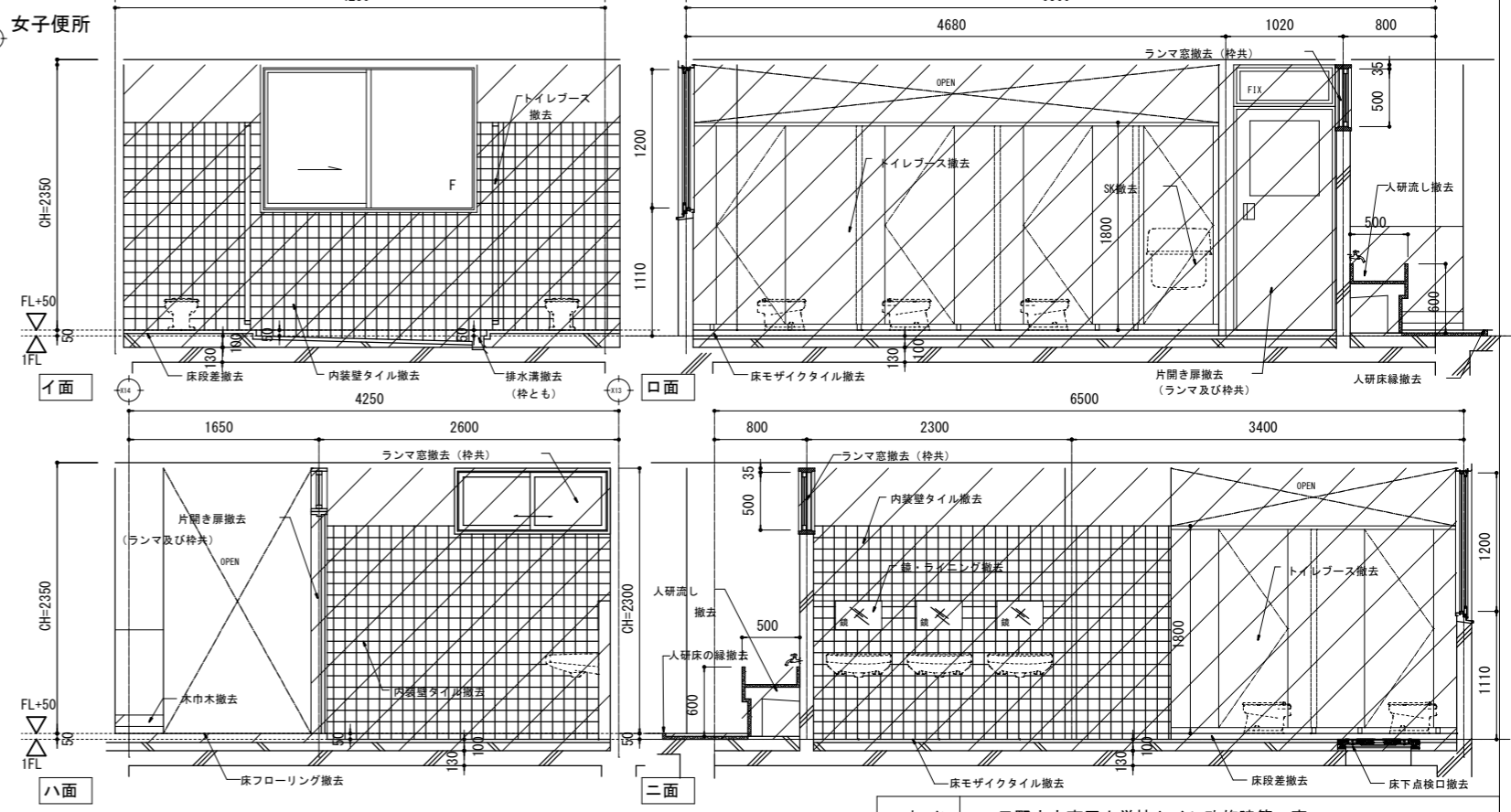
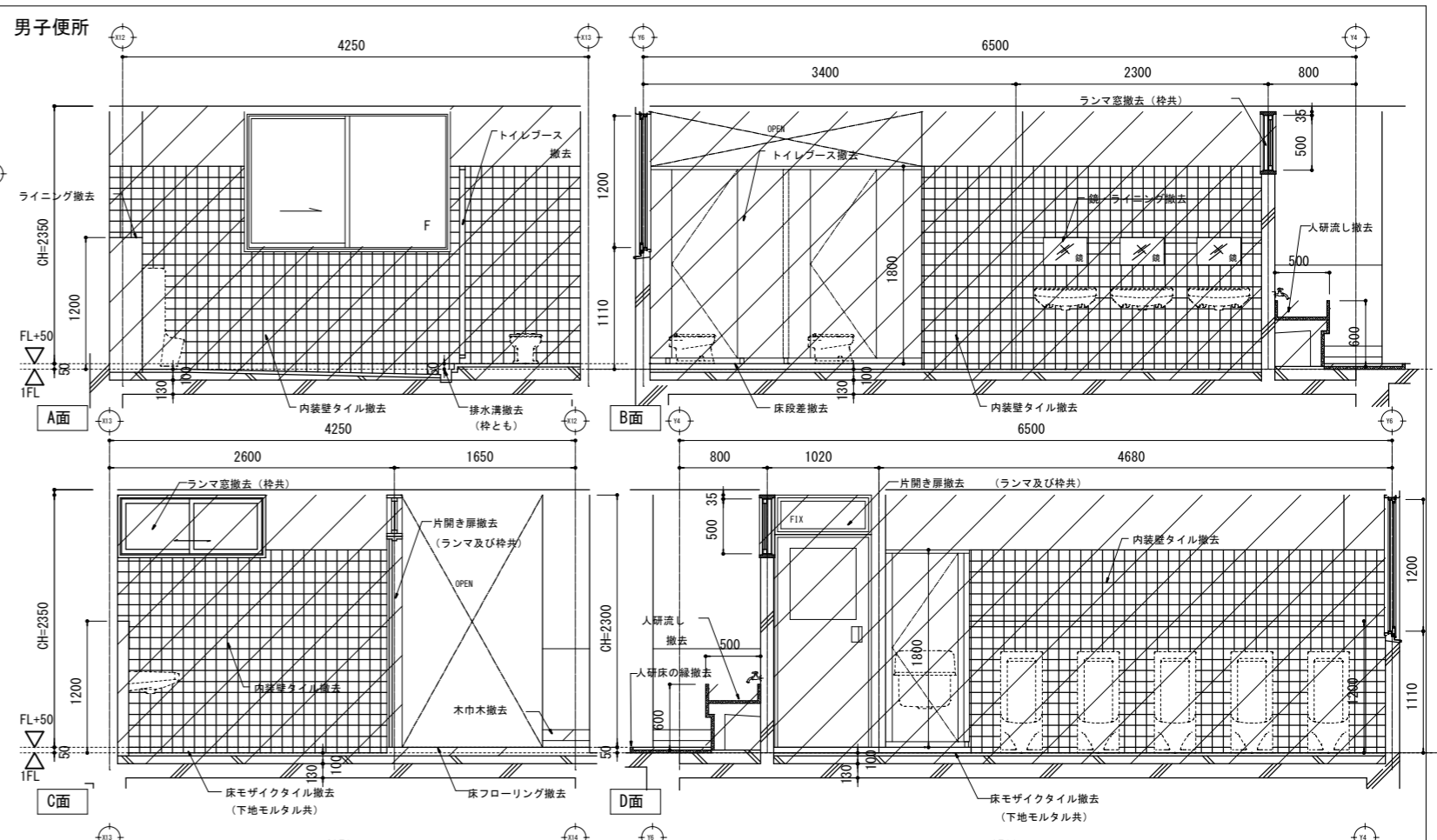
部位	下地	仕上げ	備考
天井	軽量鉄骨	繊維混入モルタル板 t=4.0, EP塗装	撤去 (下地共)
壁	モルタル	EP塗装	なし
腰壁	モルタル	100角タイル張り	撤去 (下地共)
巾木	なし	なし	なし
床	モルタル	モザイクタイル	撤去 (下地共)

廊下仕上り表 (撤去) ※アスベスト含有材

部位	下地	仕上げ	備考
天井	軽量鉄骨	ジブトーン※	撤去 (下地共)
壁	モルタル	EP塗装	なし
腰壁	モルタル	EP塗装	なし
腰壁	モルタル	人研ぎ壁	撤去 (下地共)
巾木	モルタル	木巾木	なし
床	モルタル	フローリング	撤去 (下地共)

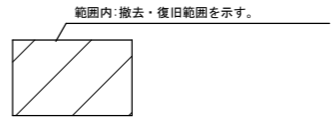
- 上記の地下記項目を撤去とする
- トイレブース (扉共)、出入りドア (枠共)、掃除用具入れ、ランマ窓
 - ライニング、人研ぎ床、人研ぎ流し台、人研ぎ壁仕上り、PS壁、PS点検口
 - コンクリートブロック壁、天井点検口、天井ダンパー、床下点検口、制気口

梁の深さは断面詳細図を参照
 照明器具は電気設備工事とする
 小便器・大便器・SK・手洗器・配管等の撤去は機械設備工事とする

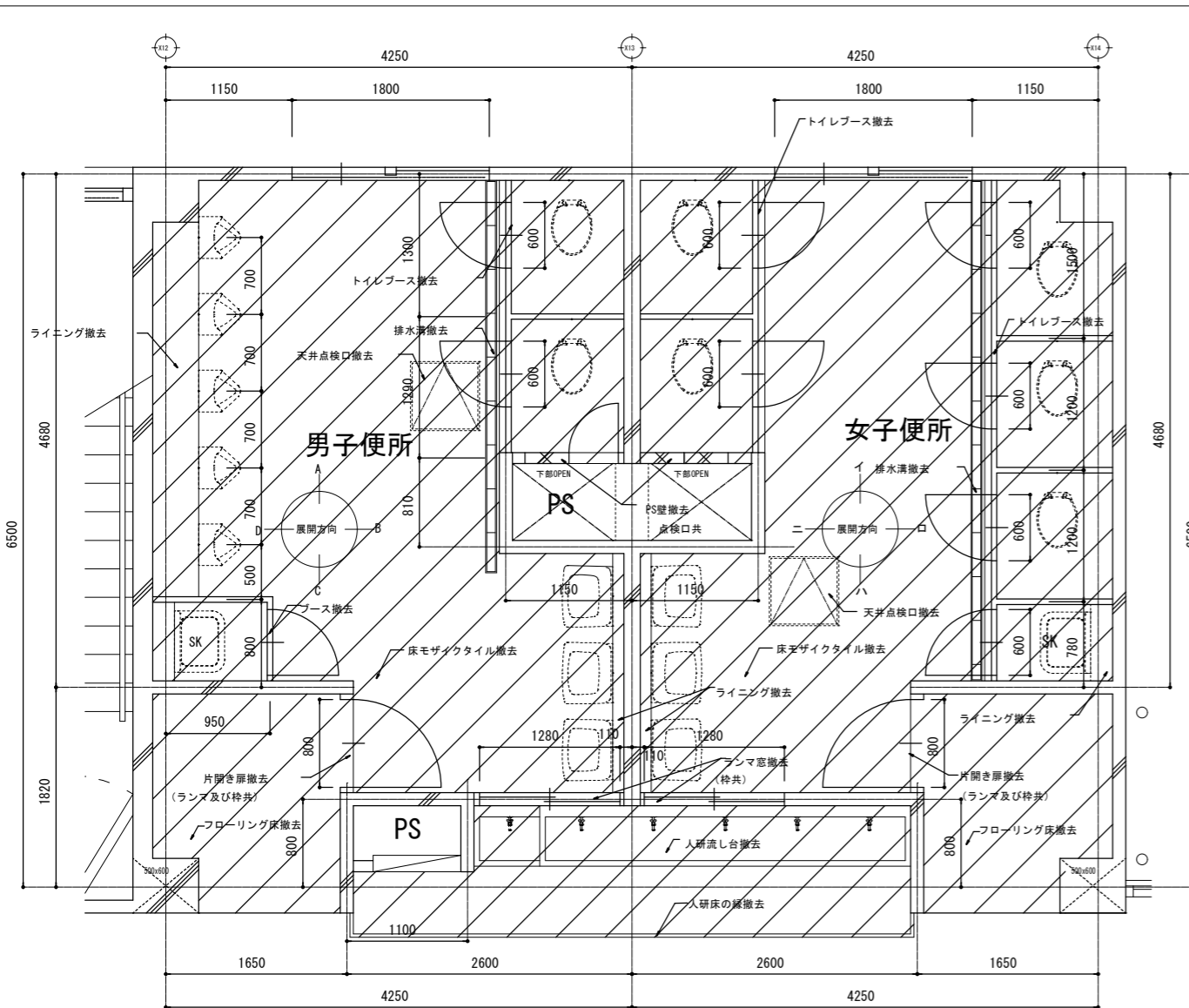


トイレ1階展開図

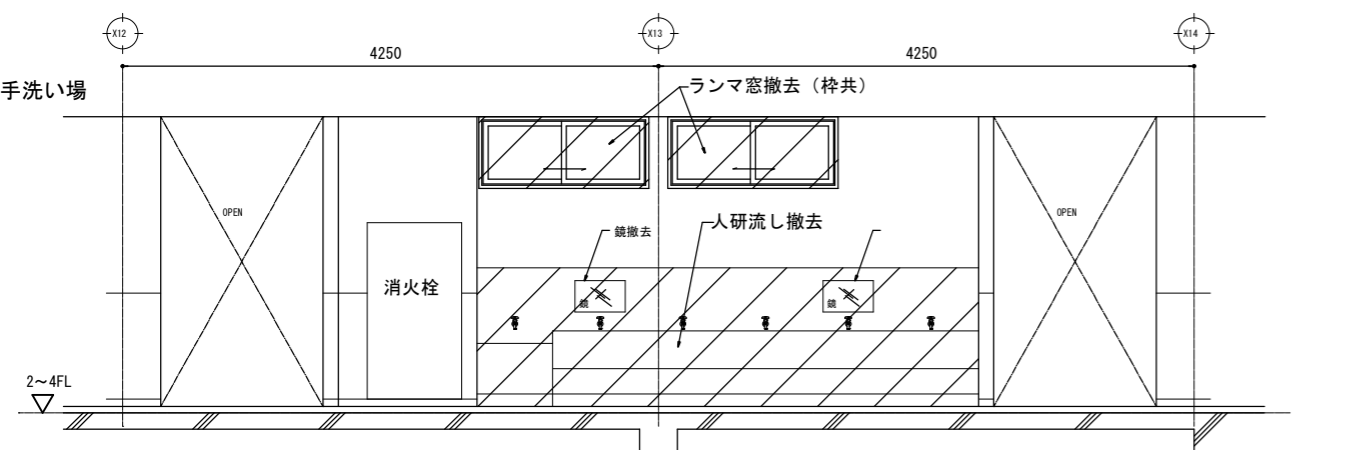
100mm厚の増しコンの研りは躯体部分まで研る事が無いよう、深さを正確に測って工事を行う事。ただし、改修で60mmの増しコン打設を行うので、研りの際に表面が多少平滑でなくても問題は無い。



工事名	日野市立南平小学校トイレ改修建築工事		
図番	A-12	図名	1階トイレ平面詳細図・展開図 (撤去)
縮尺	A3: 1/60		
作成	2026年 3月 13日	監理	日野市総務部建築営繕課
訂正	年月日	設計	株式会社ヒューマンケアデザイン一級建築士事務所 事務所登録 東京都知事第57028号 管理建築士 一級建築士第111730号 高木義寛



トイレ2~4階平面図



トイレ2~4階展開図

トイレ内部仕上げ表 (撤去)※アスベスト含有材

部位	下地	仕上げ	備考
天井	軽量鉄骨	繊維混入セメント板※t=4.0、EP塗装	撤去(下地共)
壁	モルタル	EP塗装	なし
腰壁	モルタル	100角タイル張り	撤去(下地共)
巾木	なし	なし	なし
床	モルタル	モザイクタイル	撤去(下地共)

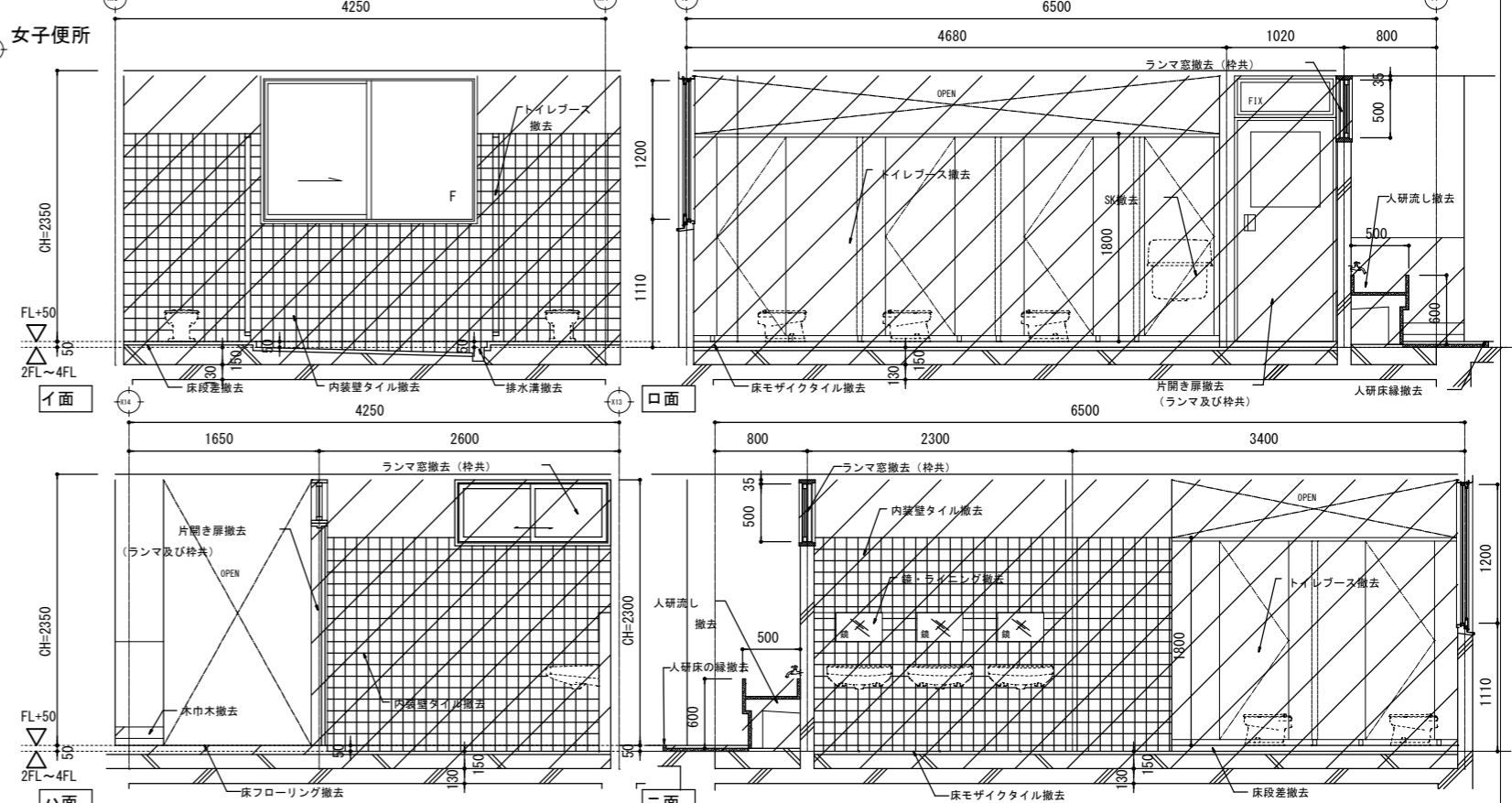
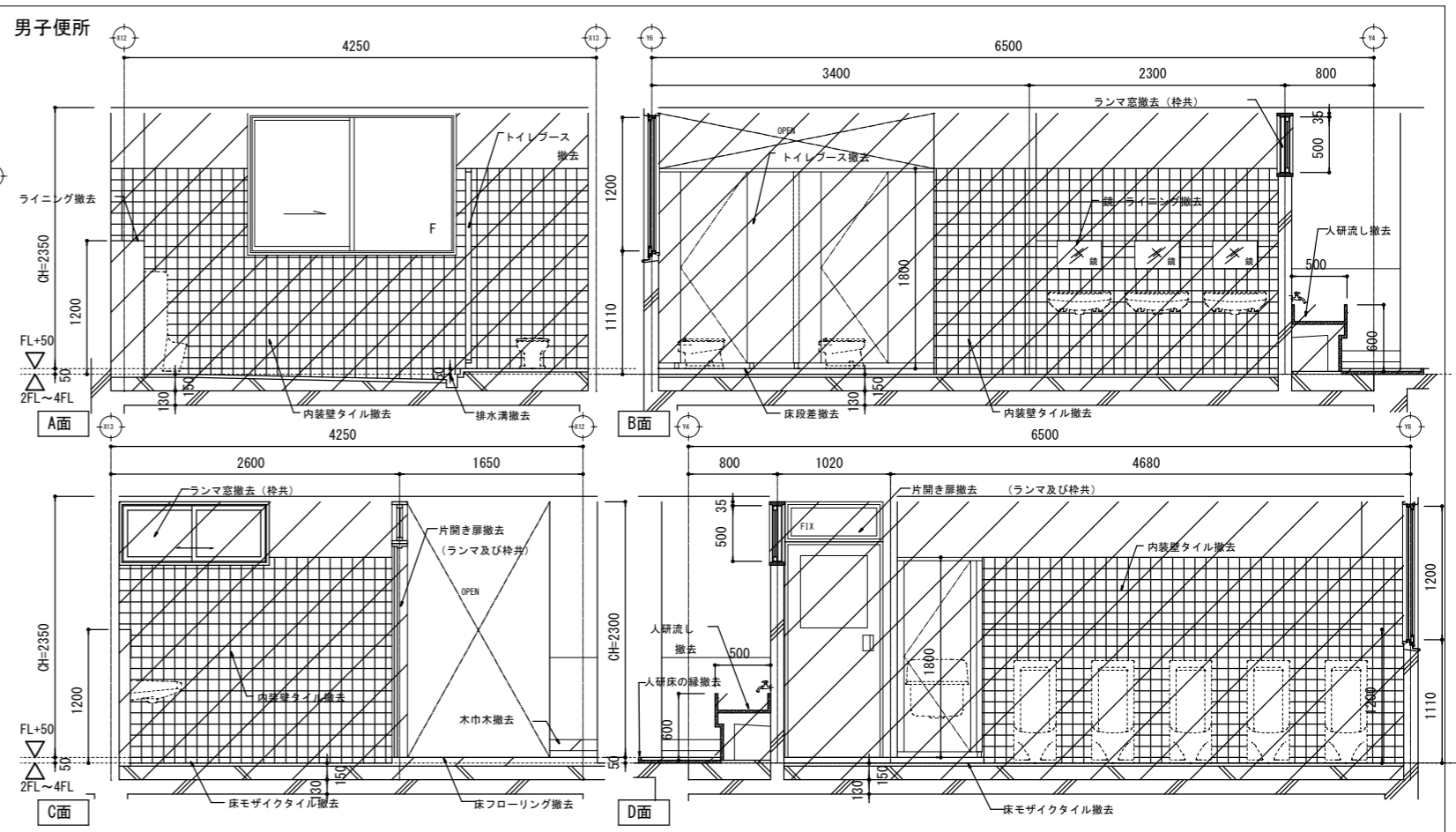
廊下仕上げ表 (撤去)※アスベスト含有材

部位	下地	仕上げ	備考
天井	軽量鉄骨	ジブトーン※	撤去(下地共)
壁	モルタル	EP塗装	なし
腰壁	モルタル	EP塗装	なし
腰壁	モルタル	人研ぎ壁	撤去(下地共)
巾木	モルタル	木巾木	なし
床	モルタル	フローリング	撤去(下地共)

上記の地下記項目を撤去とする

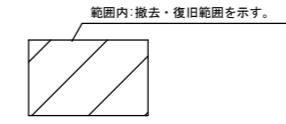
トイレブース(扉共)、出入りドア(枠共)、掃除用具入れ、ランマ窓
 ライニング、人研ぎ床、人研ぎ流し台、人研ぎ壁仕上、PS壁、PS点検口
 コンクリートブロック壁、天井点検口、天井ダンパー、制気口

梁の深さは断面詳細図を参照
 照明器具は電気設備工事とする
 小便器・大便器・SK・手洗器・配管等の撤去は機械設備工事とする

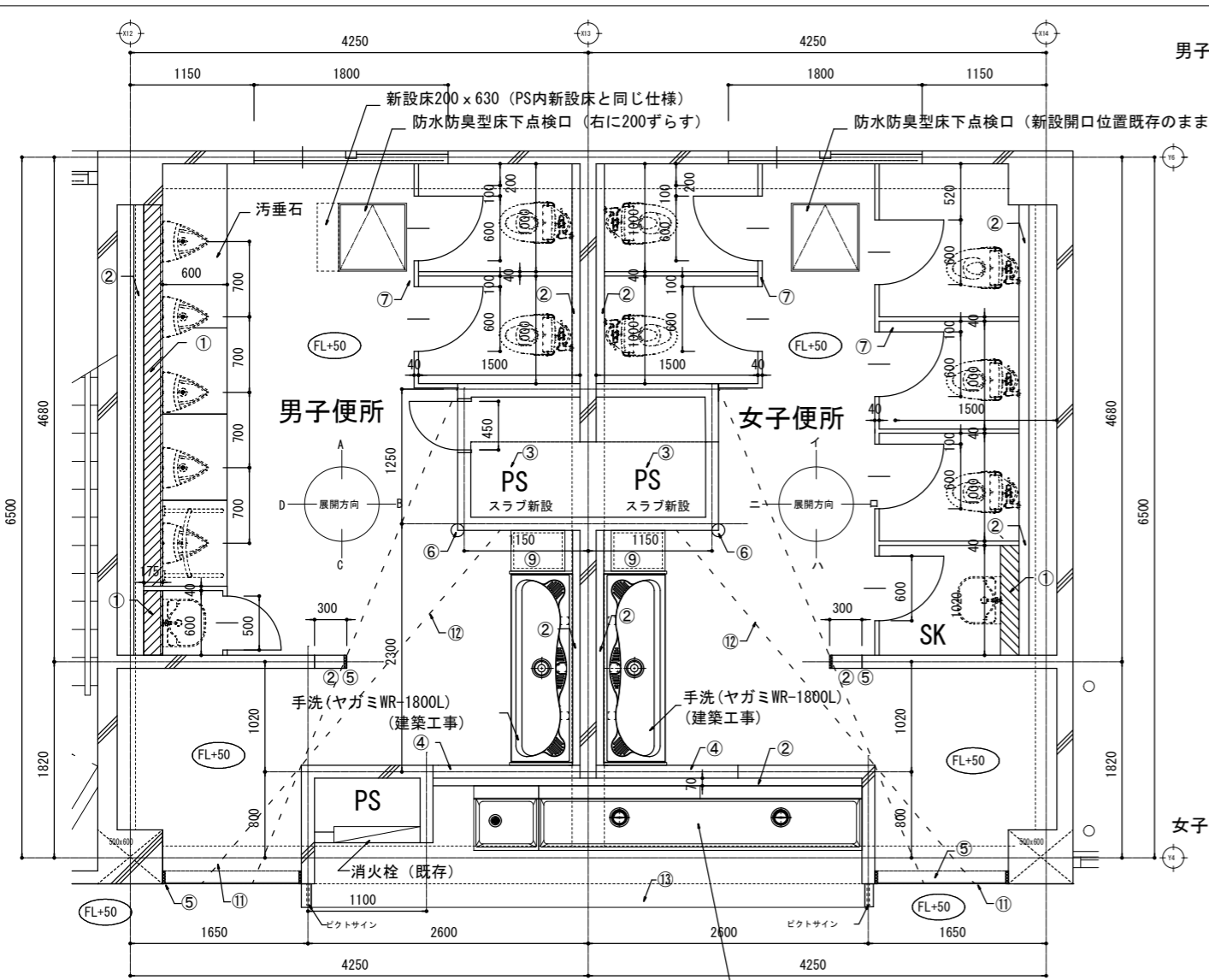


トイレ2~4階展開図

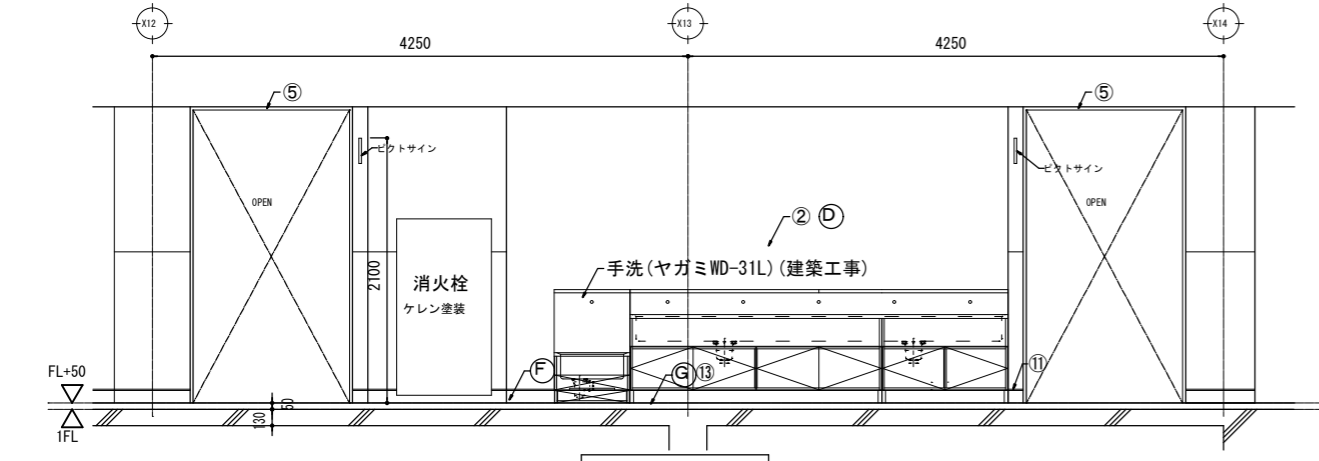
150mm厚の増しコンの研りは躯体部分まで研る事が無いよう、深さを正確に測って工事を行う事。ただし、改修で60mmの増しコン打設を行うので、研りの際に表面が多少平滑でなくても問題は無い。



工 事 名	日野市立南平小学校トイレ改修建築工事		
図 番	A-13	図 名	2階~4階トイレ平面詳細図・展開図(撤去)
縮 尺	A3:1/60		
作 成	2026年 3月13日	監 理	日野市総務部建築営繕課
訂 正	年 月 日	設 計	株式会社ヒューマンケアデザイン一級建築士事務所 事務所登録 東京都知事第57028号 管理建築士 一級建築士第111730号 高木義寛



トイレ1階平面図

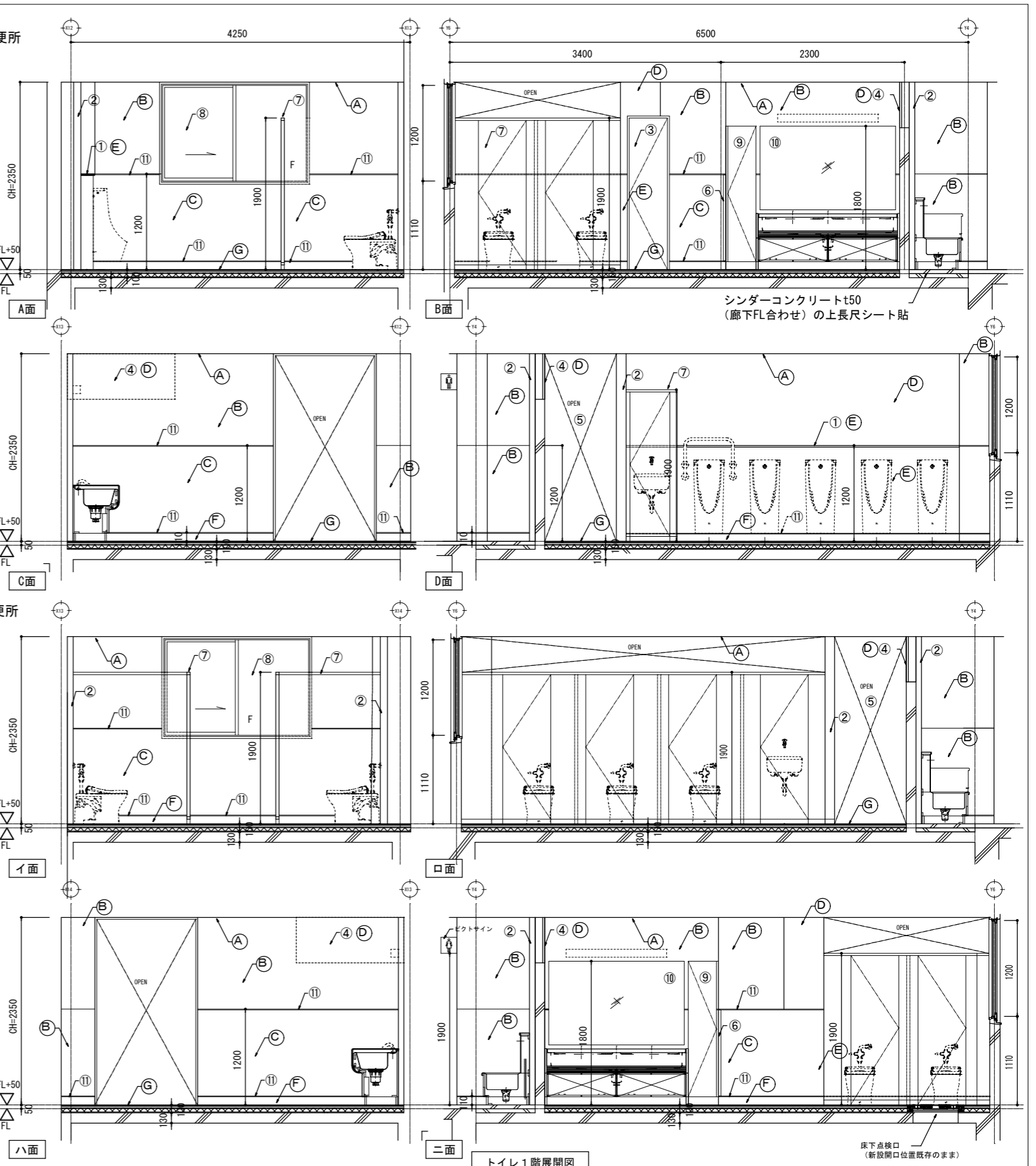


手洗い場展開図

凡例	部位	下地	仕上げ	備考
A	天井	軽量鉄骨	化粧せつこうボード t9.5	塩ビ張り縁
B	壁 (RC部)	GB-S t12.5	EP-G塗装	
C	腰壁 (H=1200) (RC部)	GB-S t12.5	※ リフォーム化粧けい酸カルキ板 t6貼り	アルミ見切り (平目地、入風、出風)
D	間仕切り壁	耐水合板裏打ちの上、GB-S t12.5	EP-G塗装	
E	腰壁 (軽鉄部) (H=1200)	耐水合板裏打ちの上、GB-S t12.5	※ リフォーム化粧けい酸カルキ板 t6貼り	アルミ見切り (平目地、入風、出風)
F	巾木 (H100)	GB-S t12.5	床仕上げ巻き上げ	
G	床	合板15.5+12+根木4*134/27*1150 増打コンクリートt50	超防汚性複層ビニル床シート t2.0UV樹脂コーティング	SUS床目増掃 6x18(出入口)

その他内装工事	
トイレブース、掃除用具入 (扉共)	
三方枠 (木)、木-アルミ見切り材	
ライニング (雑詳細参照)、欄	
天井点検口、PS点検口、7&ミコナビート	
ピクトサイン (男女)、流し台	
シーリング式、汚垂石、鏡	

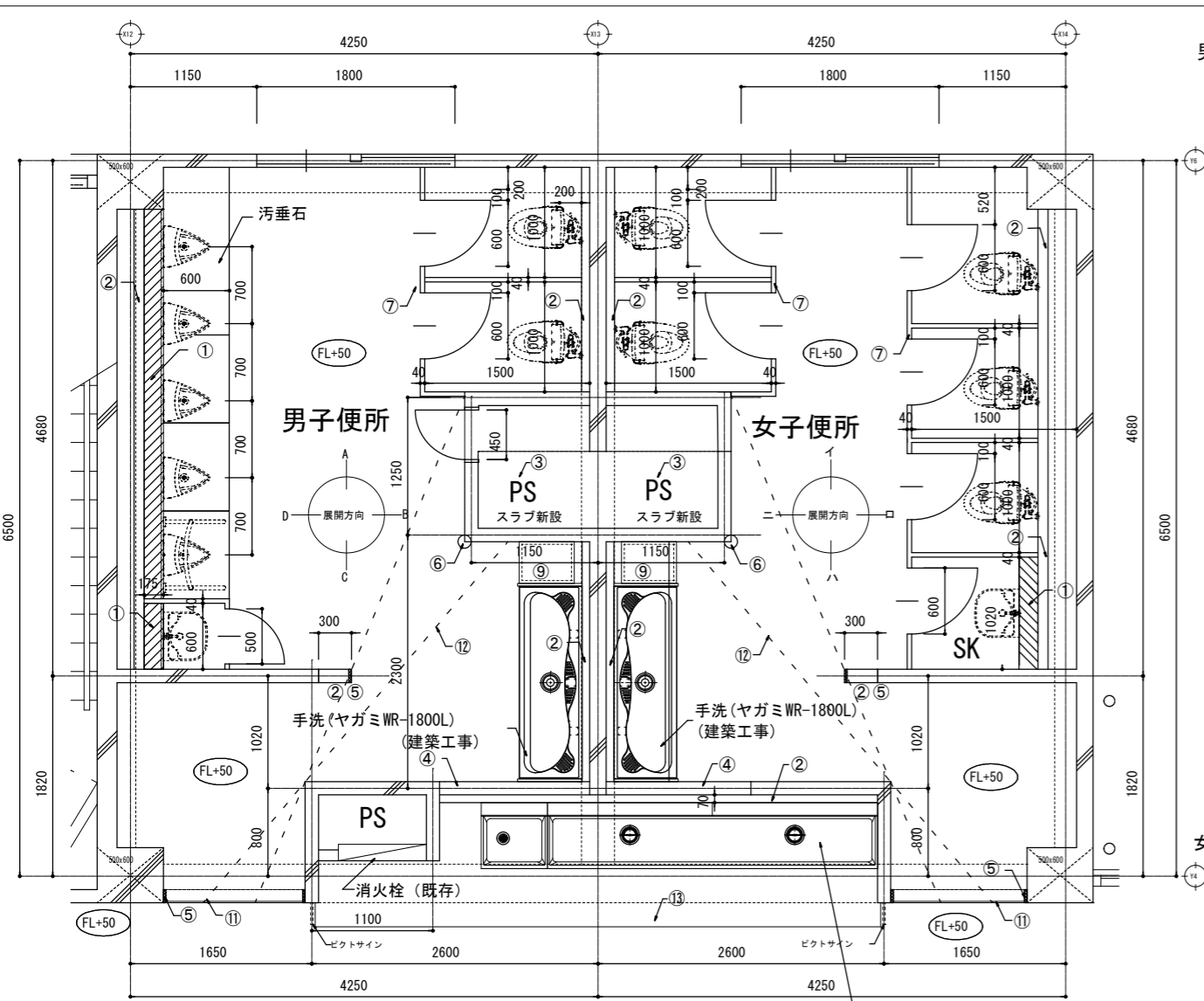
PS内のスラブ新設は既存スラブ断面に合成樹脂樹脂ラバー塗布、D13あと施工アンカーたて、よこ@200 (上下)、D13たて、よこ@200 (上下) で配筋後、スラブ t=120普通コンクリート打設。(FC21/18)



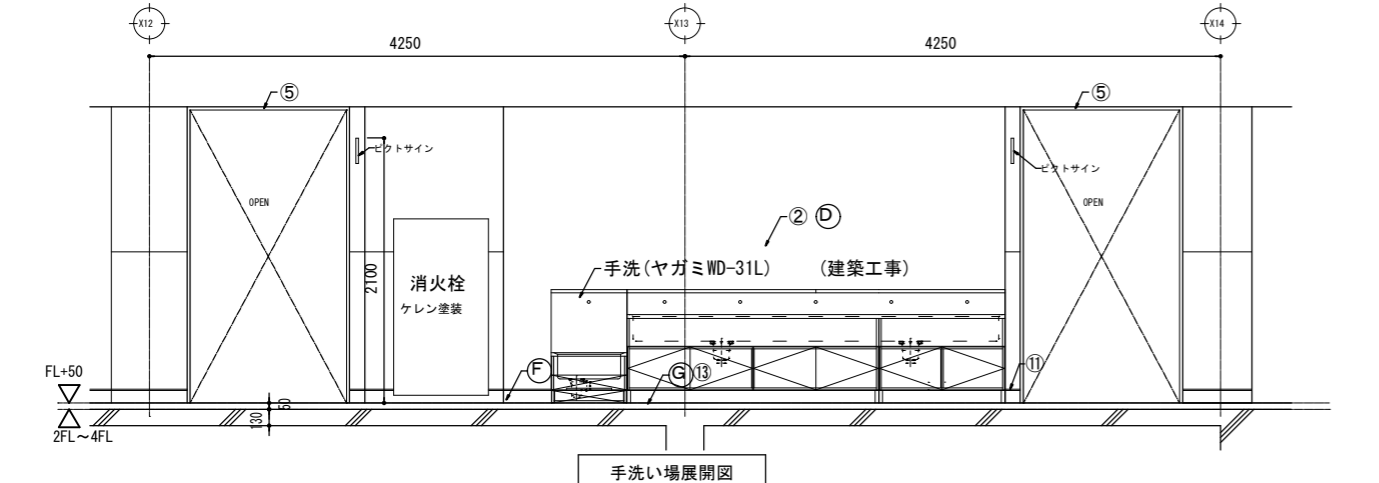
トイレ1階展開図

- ①: ライニングH=1200(E) 天板ポストフォーム t=20
- ②: 軽鉄間仕切り壁(新設)
- ③: PSの床スラブ新設。軽鉄壁新設の上、点検扉新設
- ④: ランマ開口部、ケイカル板で両面フサギの上、EP-G塗装
ケイカル板とRC壁の間は塩ビ材で目地切
- ⑤: 三方枠・一方枠 (タモ材) 新設、CL塗装
- ⑥: コーナービートH=1200
- ⑦: トイレブース高圧ポリウレタン樹脂化粧板
- ⑧: 既存窓ガラス清掃 (ウロコ取り程度) 目隠しフィルム貼
- ⑨: 欄 W380xH2000xD500 程度
- ⑩: 鏡 W1700xH1000 (下端H750) TOTOTフリーサイズMMA
- ⑪: SUS見切りt5
- ⑫: 視線ライン
- ⑬: 人研床の上モルタルでレベル調整、G杜上

工事名	日野市立南平小学校トイレ改修建築工事		
図番	A-15	図名	1階トイレ平面詳細図・展開図 (改修)
作成	2026年 3月13日	監理	日野市総務部建築営繕課
訂正	年月日	設計	株式会社ヒューマンケアデザイン一級建築士事務所 事務所登録 東京都知事第57028号 管理建築士 一級建築士第111730号 高木義寛
縮尺	A3: 1/60		



トイレ2階～4階平面図
流し台天井、一時解体 約4000×700

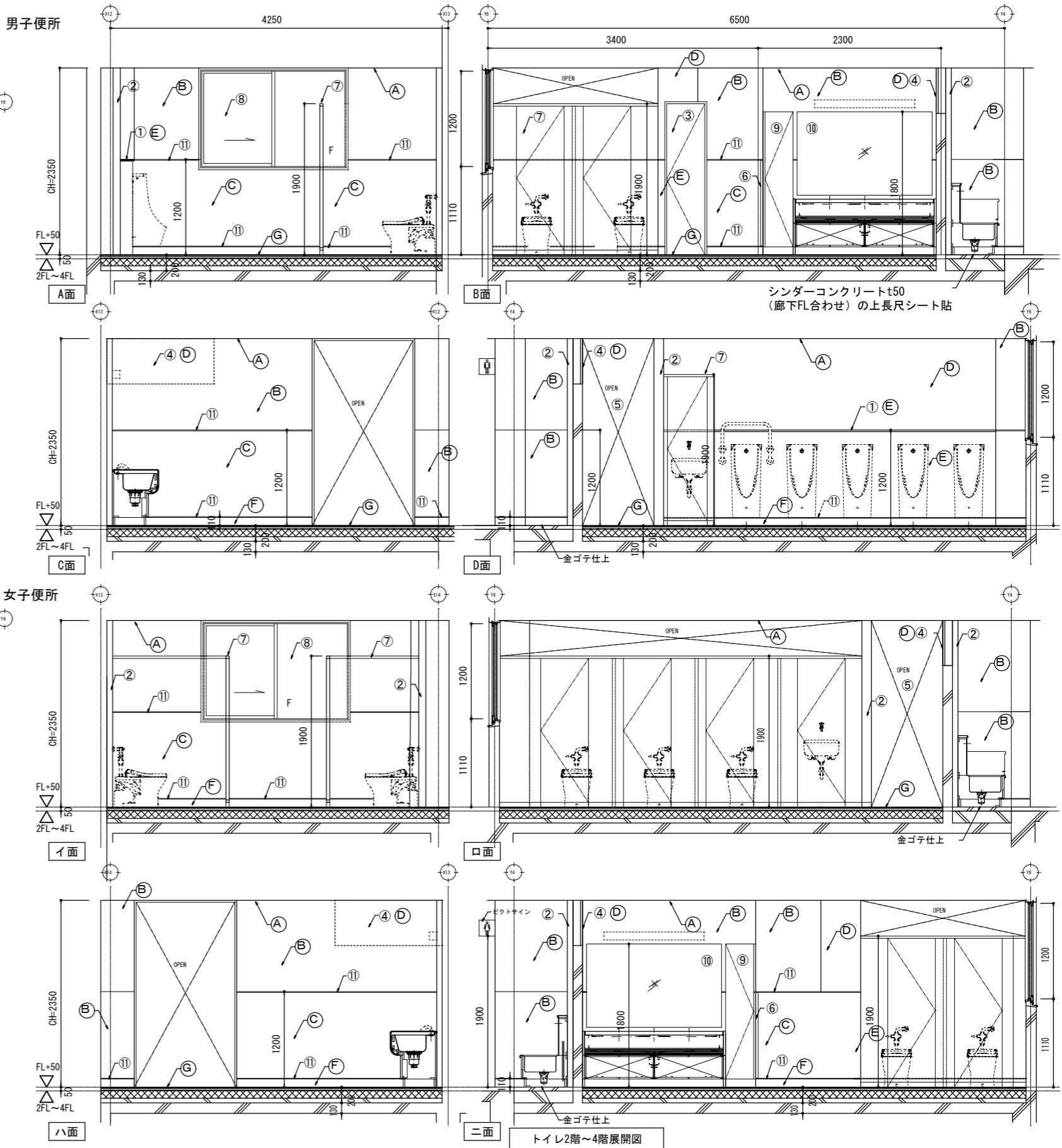


手洗い場展開図

凡例	部位	下地	仕上げ	備考
A	天井	軽量鉄骨	化粧せつこうボード t9.5	塩ビ張り縁
B	壁 (RC部)	GB-S t12.5	EP-G塗装	
C	腰壁 (H=1200) (RC部)	GB-S t12.5	※'S'処理化粧けい酸カルキ板 t6貼り	アルミ見切り (平目地、入風、出風)
D	間仕切り壁	耐水合板裏打ちの上、GB-S t12.5	EP-G塗装	
E	腰壁 (軽鉄部) (H=1200)	耐水合板裏打ちの上、GB-S t12.5	※'S'処理化粧けい酸カルキ板 t6貼り	アルミ見切り (平目地、入風、出風)
F	ラニング (軽鉄部)			
G	巾木 (H100)	合板t5.5+12+根木+134%ワナ-A150	床仕上げ巻き上げ	アルミ見切り (平目地、入風、出風)
	床	超防汚性複層ビニル床シート t2.0UV樹脂コーティング		SIS床目地掃 6×18(出入口)

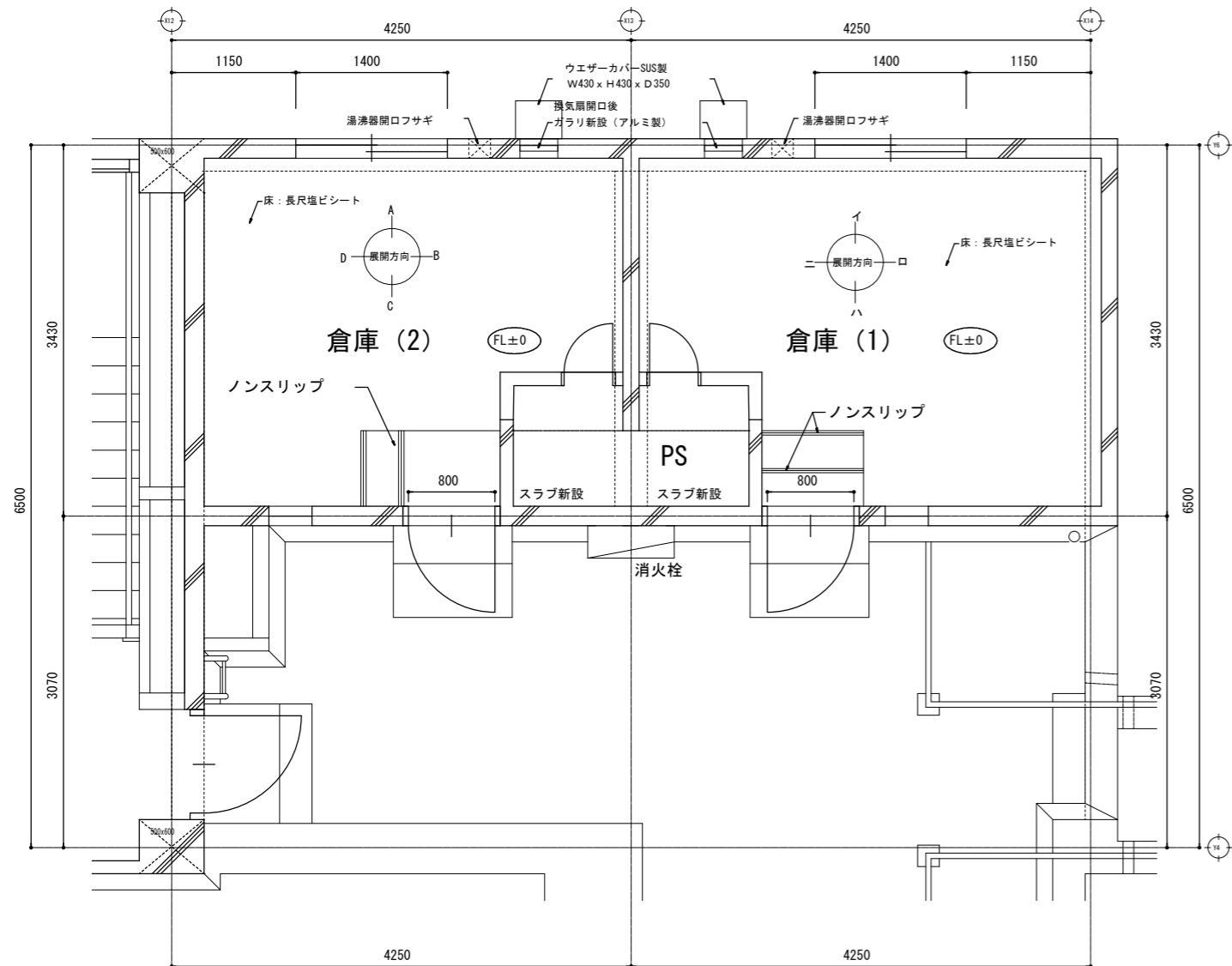
その他内装工事	
トイレブース、掃除用具入 (扉共)	
三方枠 (木)、木-アルミ見切り材	
ライニング (雑詳細参照)、棚	
天井点検口、PS点検口、7&M30ナベト	
ピクトサイン (男女)、流し台	
シーリング式、汚垂石、鏡	
設備工事 (衛生器具)	
大便器、小便器、小便器用手すり、SK (マルチシンク)	
水栓金物	

PS内のスラブ新設は既存スラブ断面に合成樹脂樹脂塗布、D13あと施工アンカーたて、よこ@200 (上下)、D13たて、よこ@200 (上下)で配筋後、スラブ t=120普通コンクリート打設。(FC21/18)



- ①: ライニングH=1200E) 天板ポストフォーム t=20
- ②: 軽鉄間仕切り壁C)新設
- ③: PSの床スラブ新設。軽鉄壁新設の上、点検扉新設
- ④: ランマ開口部、ケイカル板で両面フサグの上、EP-G塗装
ケイカル板とRC壁の間は塩ビ材で目地切
- ⑤: 三方枠・一方枠 (タモ材) 新設、CL塗装
- ⑥: コーナービートH=1200
- ⑦: トイレブース高圧ポリイソシアネート樹脂化粧板
- ⑧: 既存窓ガラス清掃 (ウロコ取り程度)
- ⑨: 棚 W380×H2000×D500 程度
- ⑩: 鏡 W1700×H1000 (下端750)TOTOフリーサイズMMA
- ⑪: SUS見切りt5
- ⑫: 視線ライン
- ⑬: 人研床の上モルタルでレベル調整、G)土上

工事名	日野市立南平小学校トイレ改修建築工事		
図番	A-16	図名	2階～4階トイレ平面詳細図・展開図 (改修)
縮尺	A3: 1/60		
作成	2026年 3月13日	監理	日野市総務部建築営繕課
訂正	年月日	設計	株式会社ヒューマンケアデザイン一級建築士事務所 事務所登録 東京都事第57028号 管理建築士 一級建築士第111730号 高木義寛

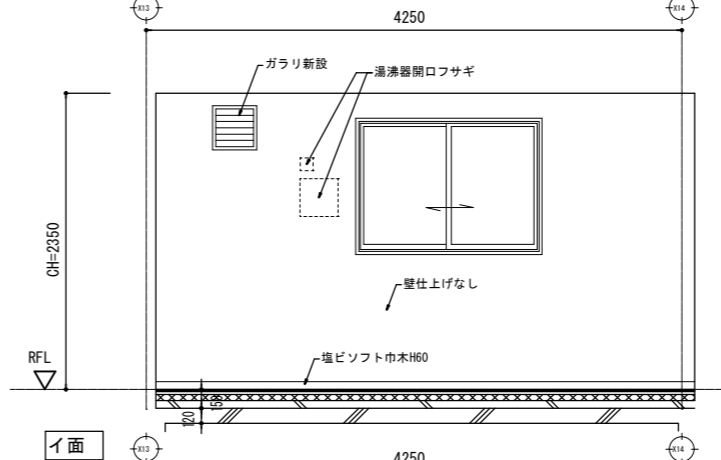


トイレR階平面図 (改修図)

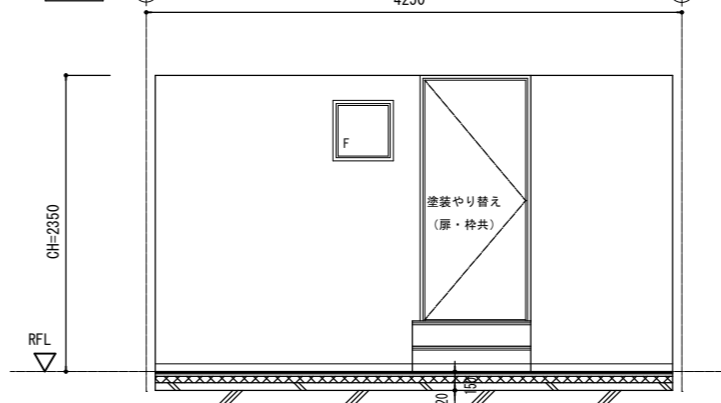
部位	下地	仕上げ	備考
天井	軽量鉄骨	化粧せっこうボード t9.5	塩ビ廻り縁
壁 (RC部)		なし	
巾木		塩ビソフト巾木H=60	
床	コンクリート金ごて (※1) 浮きフォーム t50	長尺塩ビシート t=2	

階段部: ノンスリップ金物 (アルミ既製品)
天井点検口
ガラリ (ウェザーカバー共)、シーリング一式
湯沸器・通気管開口フサギ: 外壁側ステンレスパネル (350角・100角) 外壁側ビス固定

倉庫 (1)

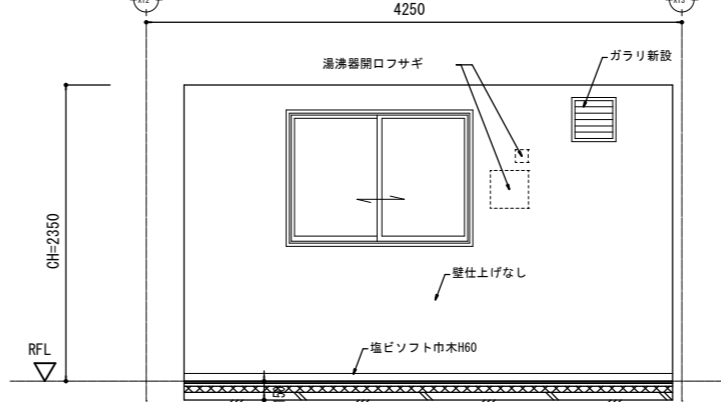


I面

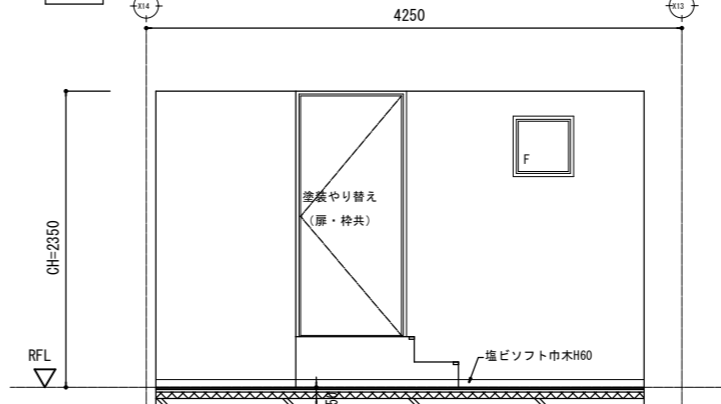


ハ面

倉庫 (2)

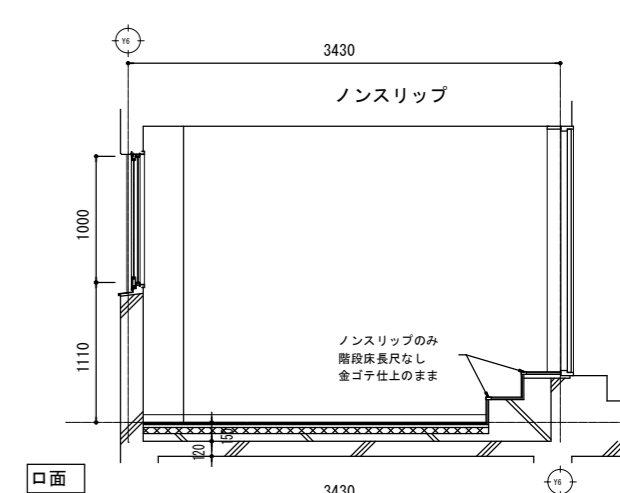


A面

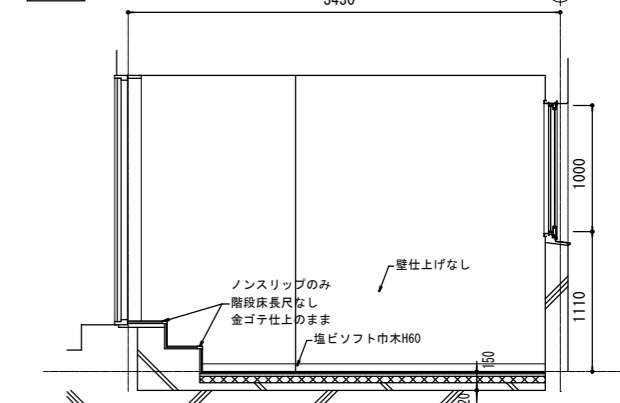


C面

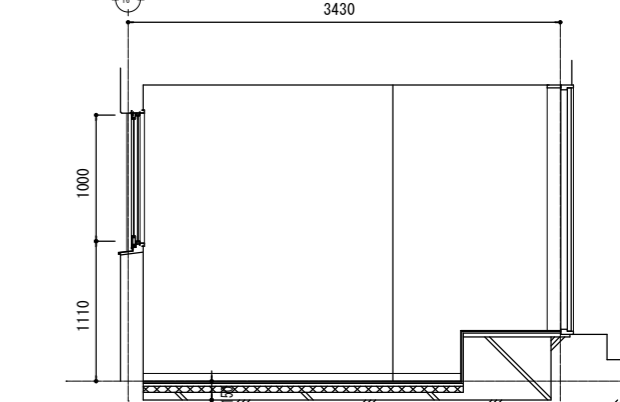
トイレR階展開図 (改修図)



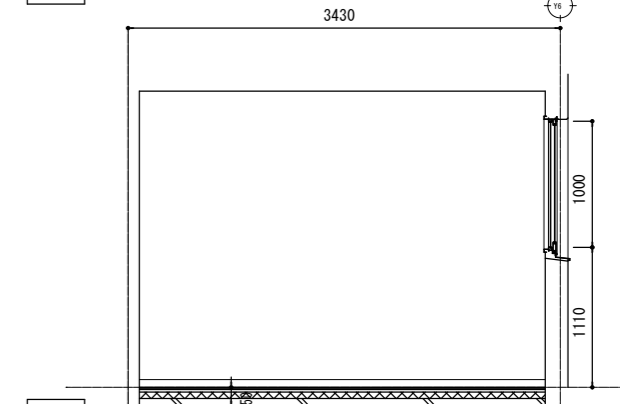
口面



二面

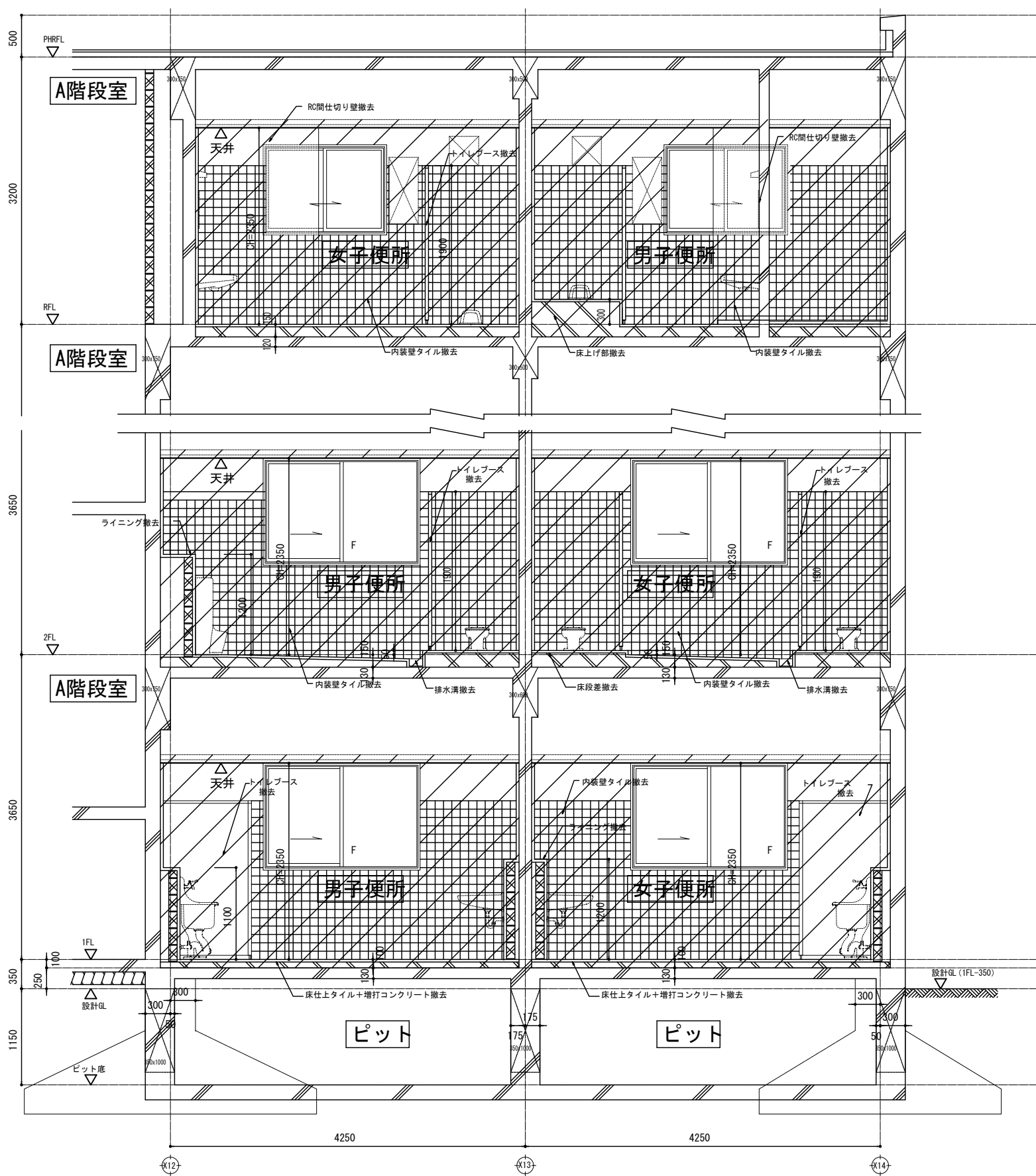


B面

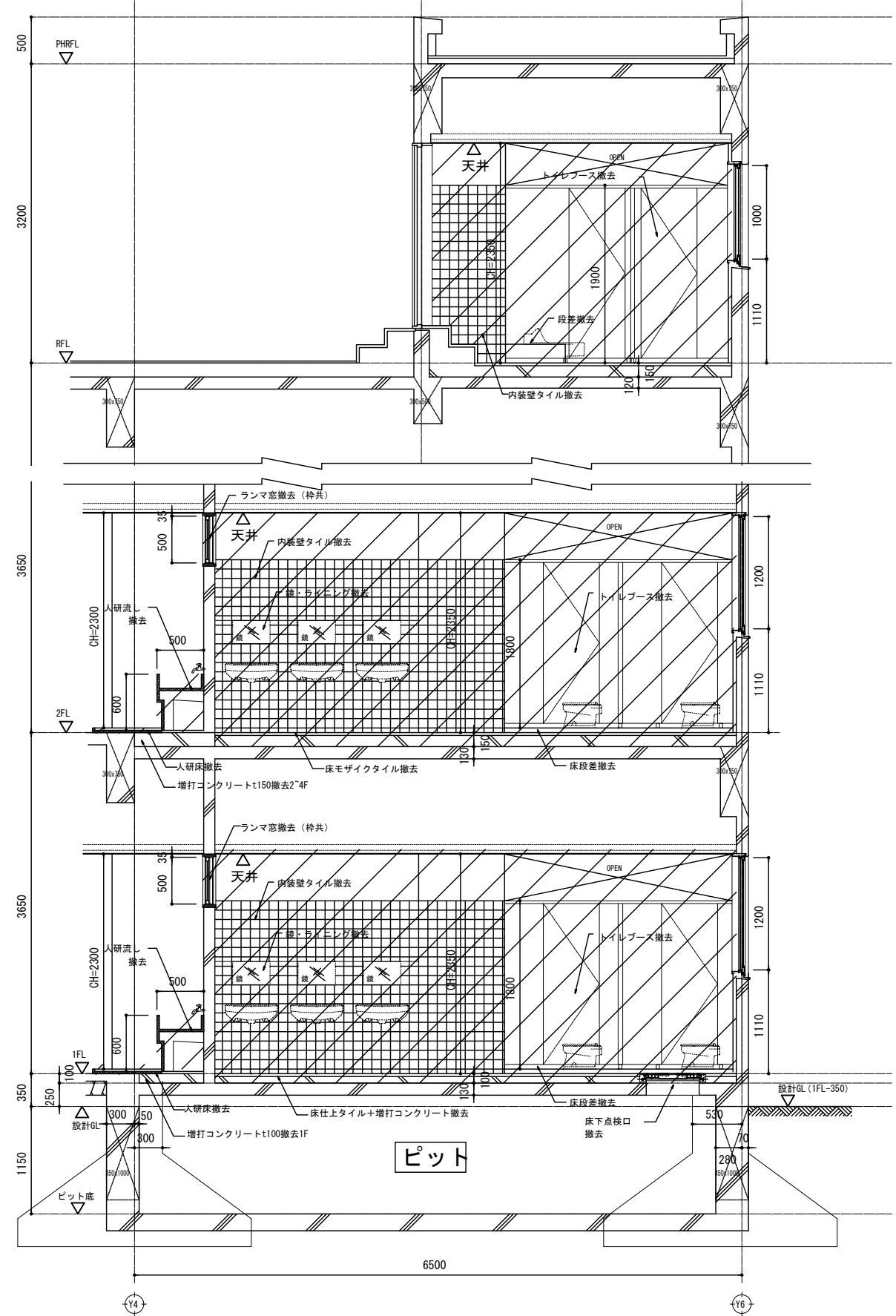


D面

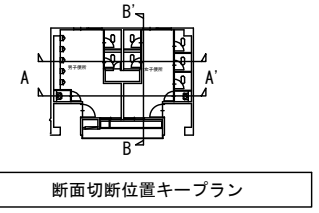
工事名	日野市立南平小学校トイレ改修建築工事		
図番	A-17	図名	R階トイレ平面詳細図・展開図 (改修)
縮尺	A3: 1/60		
作成	2026年 3月 13日	監理	日野市総務部建築営繕課
訂正	年月日	設計	株式会社ヒューマンケアデザイン一級建築士事務所 事務所登録 東京都知事第57028号 管理建築士 一級建築士第111730号 高木義寛



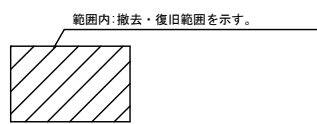
既存トイレ断面詳細図 (A-A')



既存トイレ断面詳細図 (B-B')

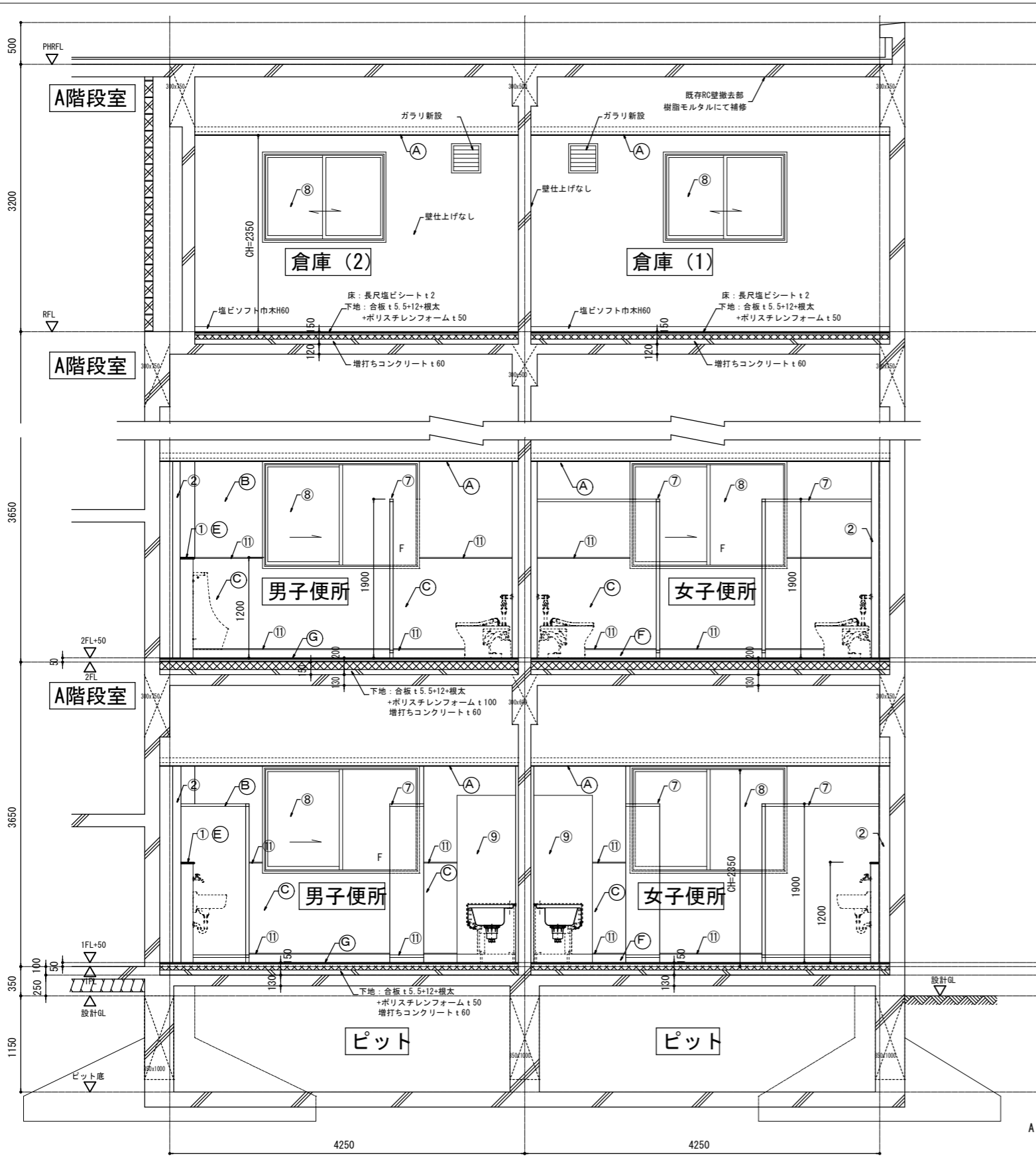


断面切断位置キープラン

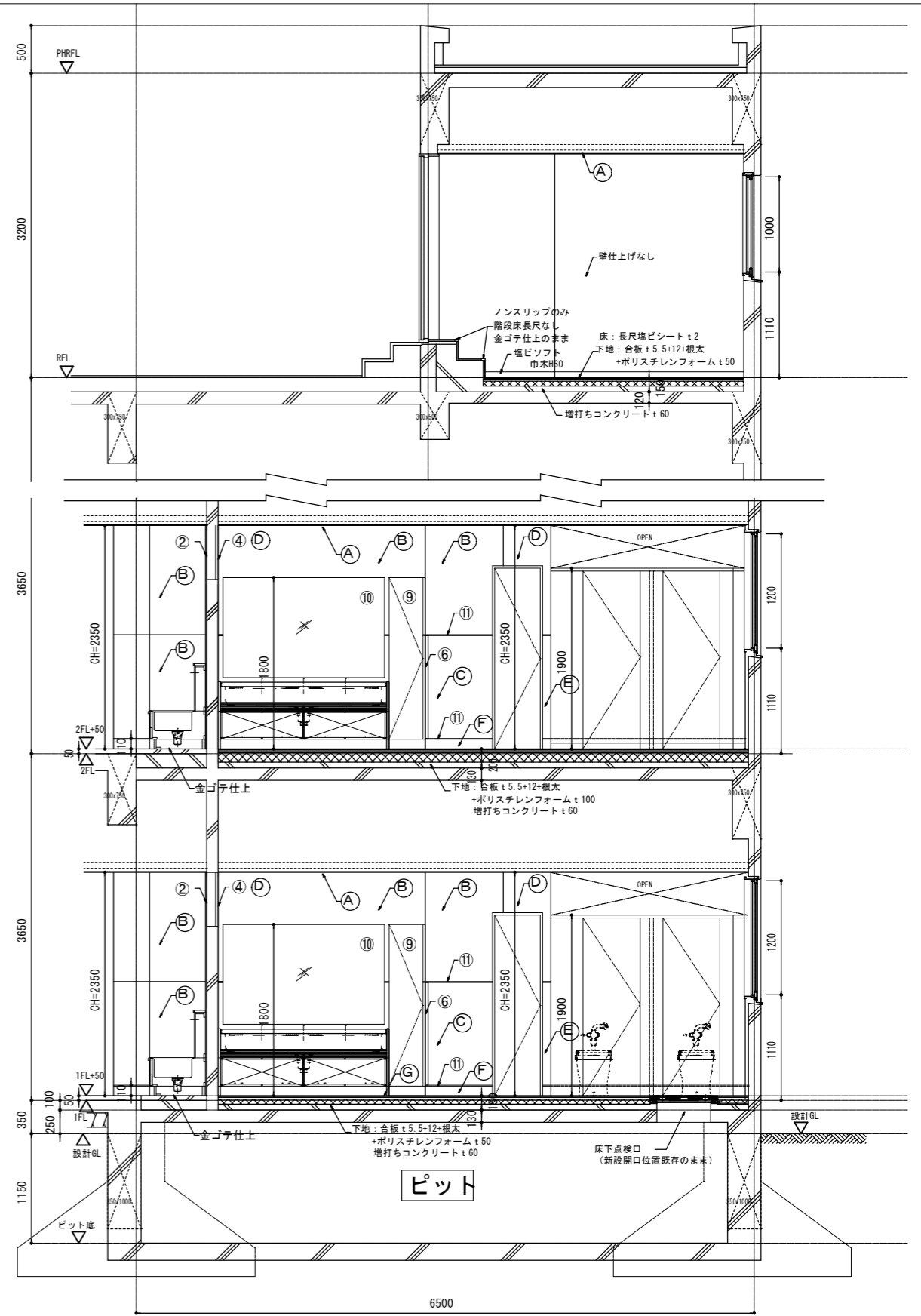


範囲内: 撤去・復旧範囲を示す。

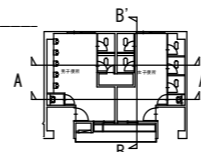
工事名	日野市立南平小学校トイレ改修建築工事		
図番	A-18	図名	既存断面詳細図
縮尺	1/60		
作成	2026年 3月13日	監理	日野市総務部建築営繕課
訂正	年月日	設計	株式会社ヒューマンケアデザイン一級建築士事務所 事務所登録 東京都知事第57028号 管理建築士 一級建築士第111730号 高木義寛



改修断面詳細図 (A-A')



改修断面詳細図 (B-B')



断面切断位置キープラン

トイレ内部仕上げ表 (改修)

凡例	部位	下地	仕上げ	備考
Ⓐ	天井	軽量鉄骨	化粧せっこうボード t9.5	塩ビ廻り縁
Ⓑ	壁 (RC部)	GB-S t12.5	EP-G塗装	
Ⓒ	腰壁 (H=1200) (RC部)	GB-S t12.5	※リシキ化粧けい酸カルシウム板 t6貼り	アルミ見切り (平目地、入隅、出隅)
Ⓓ	間仕切り壁	耐水合板裏打ちの上、GB-S t12.5	EP-G塗装	
Ⓔ	腰壁 (軽鉄部) (H=1200)	耐水合板裏打ちの上、GB-S t12.5	※リシキ化粧けい酸カルシウム板 t6貼り	アルミ見切り (平目地、入隅、出隅)
Ⓕ	ライング (軽鉄部)			
Ⓖ	巾木 (H100)	GB-S t12.5	床仕上げ巻き上げ	アルミ見切り (平目地、入隅、出隅)
Ⓖ	床	コンクリート金ごて (※リシキ) ポリスチレンフォーム t50	超防汚性複層ビニル床シート t2.0UV樹脂コーティング	SS既設階層 (6×18) (出入口)

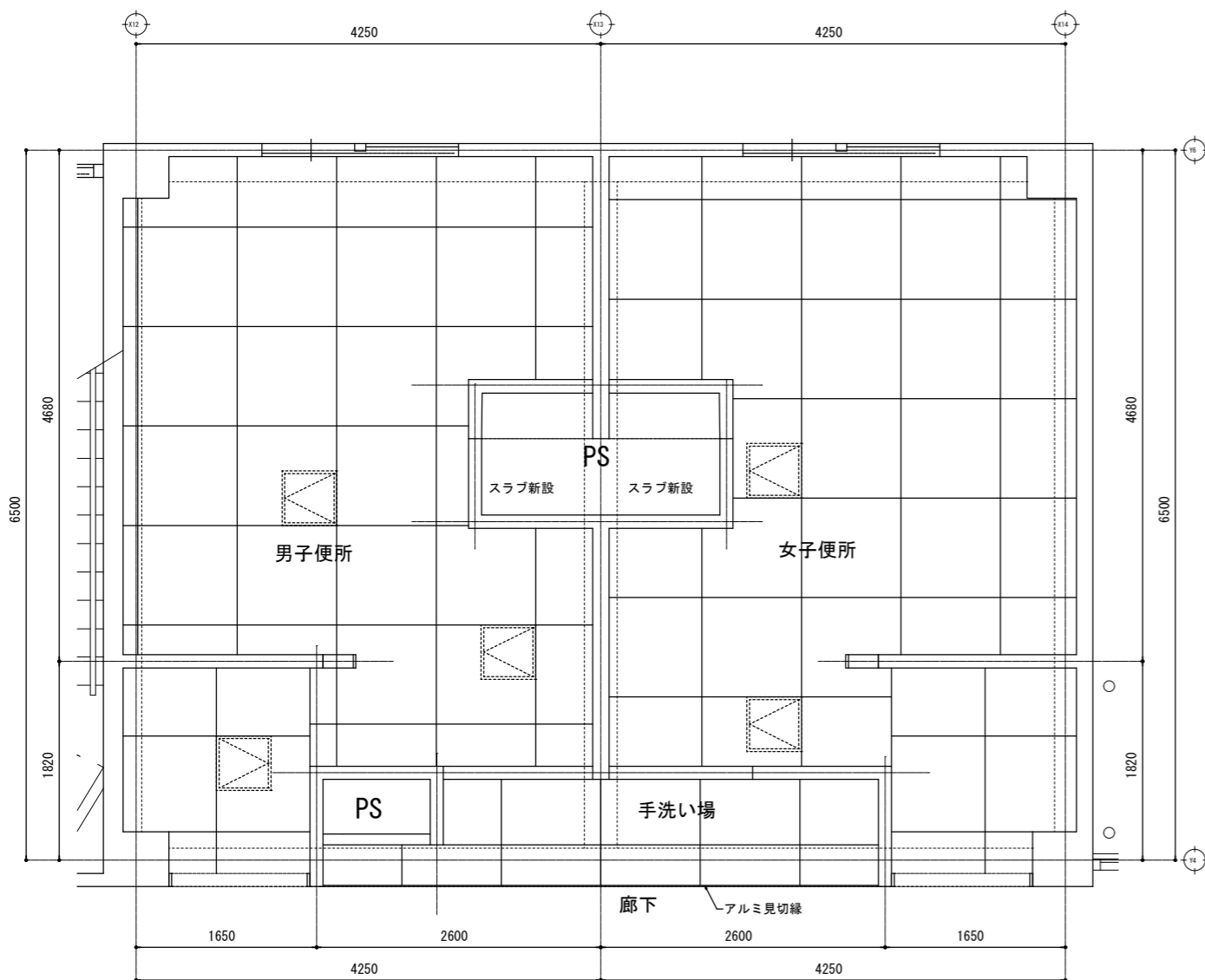
PS内のスラブ新設は既存スラブ断面に合成樹脂エポキシ樹脂塗布、D13あと施工アンカーにて、よこ@200 (上下)、D13たて、よこ@200 (上下) で配筋後、スラブ t=120普通コンクリート打設。(FC21/18)

その他内装工事

トイレブース、掃除用具入 (扉共)
三方枠 (木)、ホ・アルミ見切り材
ライニング (雑詳細図参照)、棚
天井点検口、PS点検口、7&3コナビート
ピットサイン (男女)、流し台
シーリング一式、汚垂石、鏡

- ①: ライニングH=1200E、天板ポスフォーム t=20
- ②: 軽鉄間仕切り壁D新設
- ③: PSの床スラブ新設。軽鉄壁新設の上、点検扉新設
- ④: ランマ開口部、ケイカル板で両面フサギの上、EP-G塗装
ケイカル板とRC壁の間は塩ビ材で目地切
- ⑤: 三方枠・一方枠新設、GL塗装
- ⑥: コーナービートH=1200
- ⑦: トレブ-ス: 高圧ポリウレタン樹脂化粧板
- ⑧: 既存窓ガラス清掃 (ウロコ取り程度) 1Fのみ目隠し7&11貼
- ⑨: 棚 W380×H2000×D700程度
- ⑩: 鏡 W1700×H1000 (下端h750) TOTOTフリーサイズMMA
- ⑪: SUS見切り

工 事 名	日野市立南平小学校トイレ改修建築工事		
図 番	A-19	図 名	改修断面詳細図
縮 尺	1/60		
作 成	2026年 3月 13日	監 理	日野市総務部建築営繕課
訂 正	年 月 日	設 計	株式会社ヒューマンケアデザイナー 級建築士事務所 事務所登録 東京都事第57028号 管理建築士 一級建築士第111730号 高木義寛



トイレ1~4階天井伏図

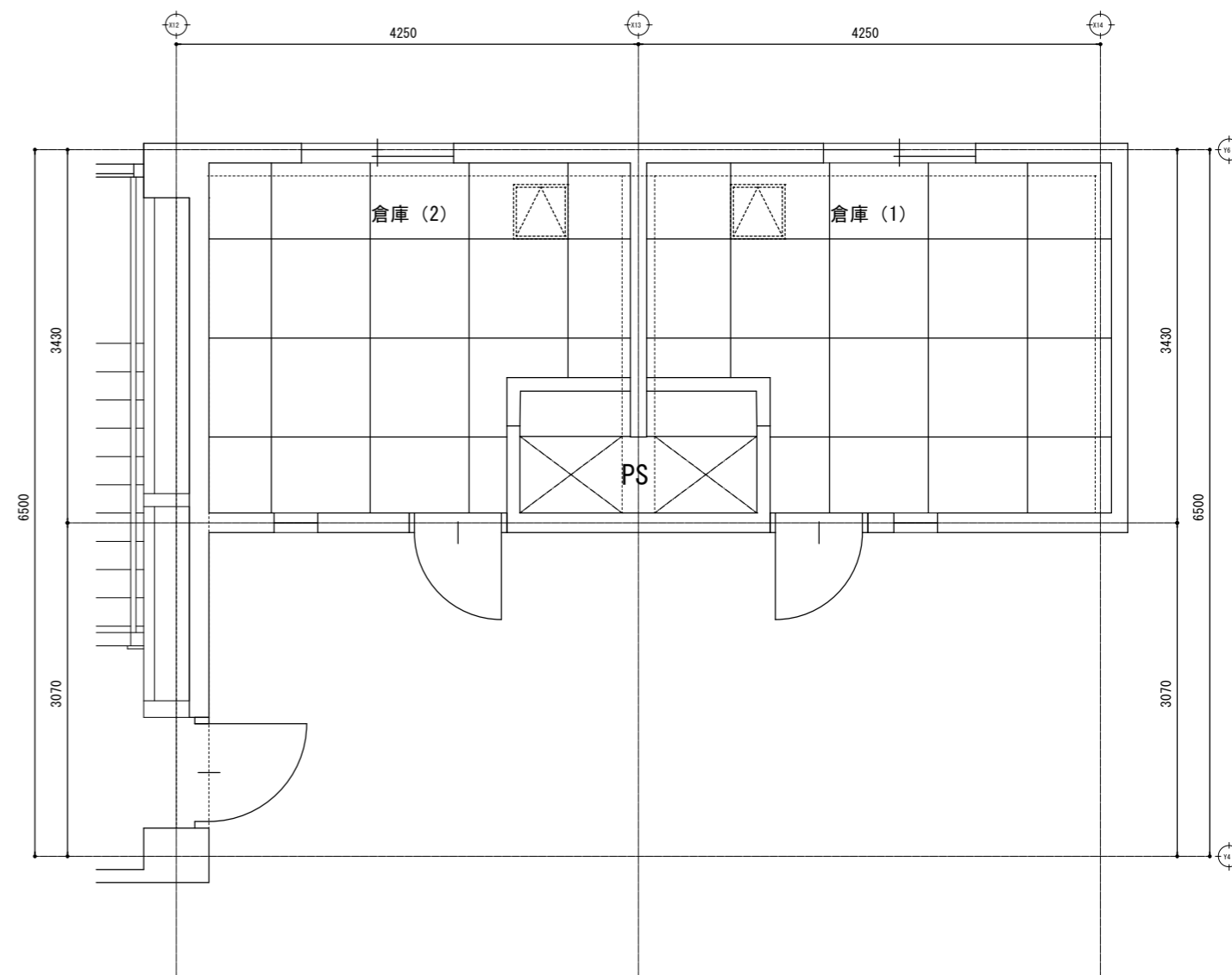
トイレ1~4階天井仕上表

室名	天井仕上材
男子・女子便所	t=9.5不燃化粧石膏ボード 910x910
廊下・前室・手洗い場	t=9.5石膏ボード EP



天井点検口450x450
(アルミ枠)

※天井仕上材は突付貼

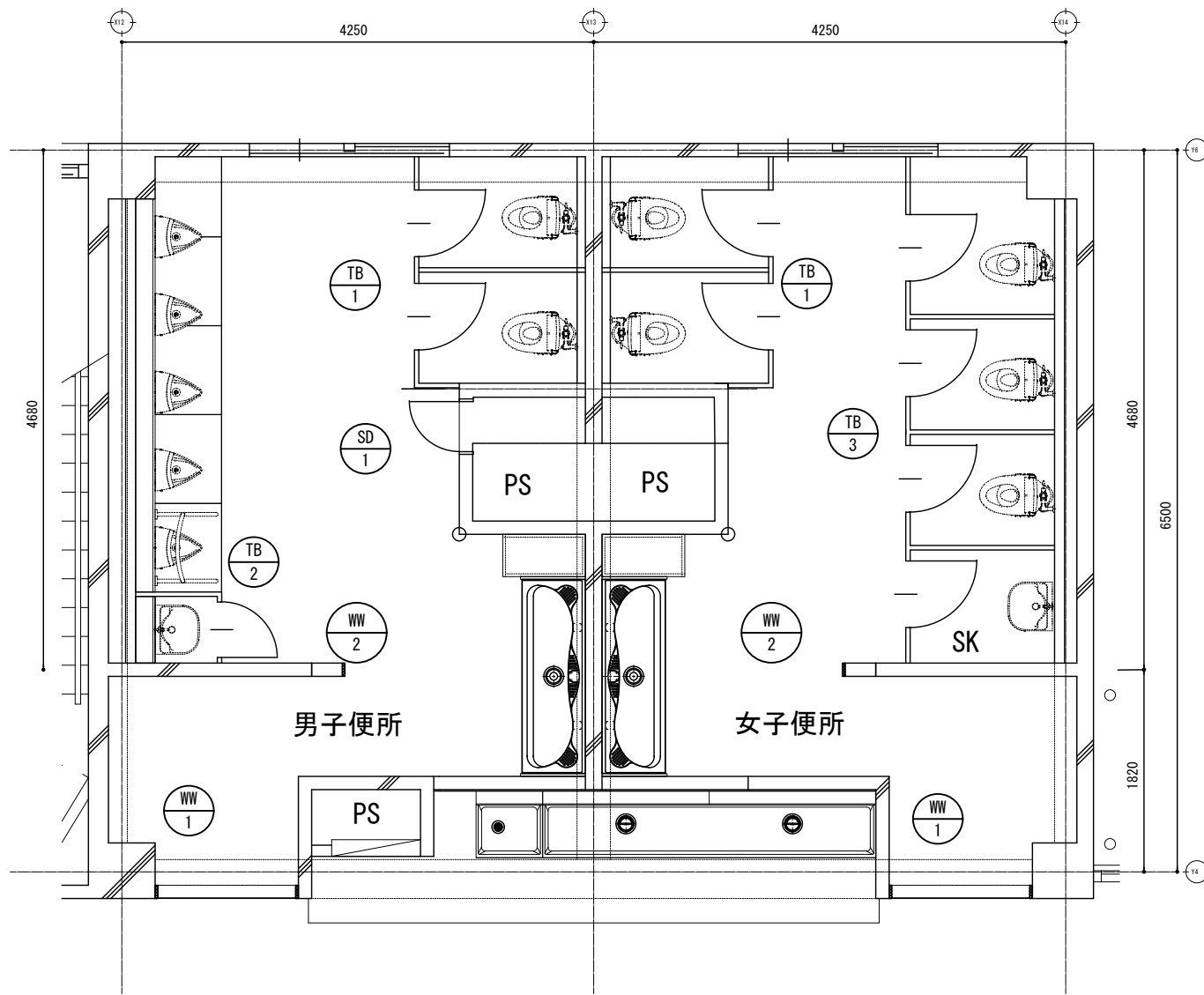


倉庫R階天井伏図

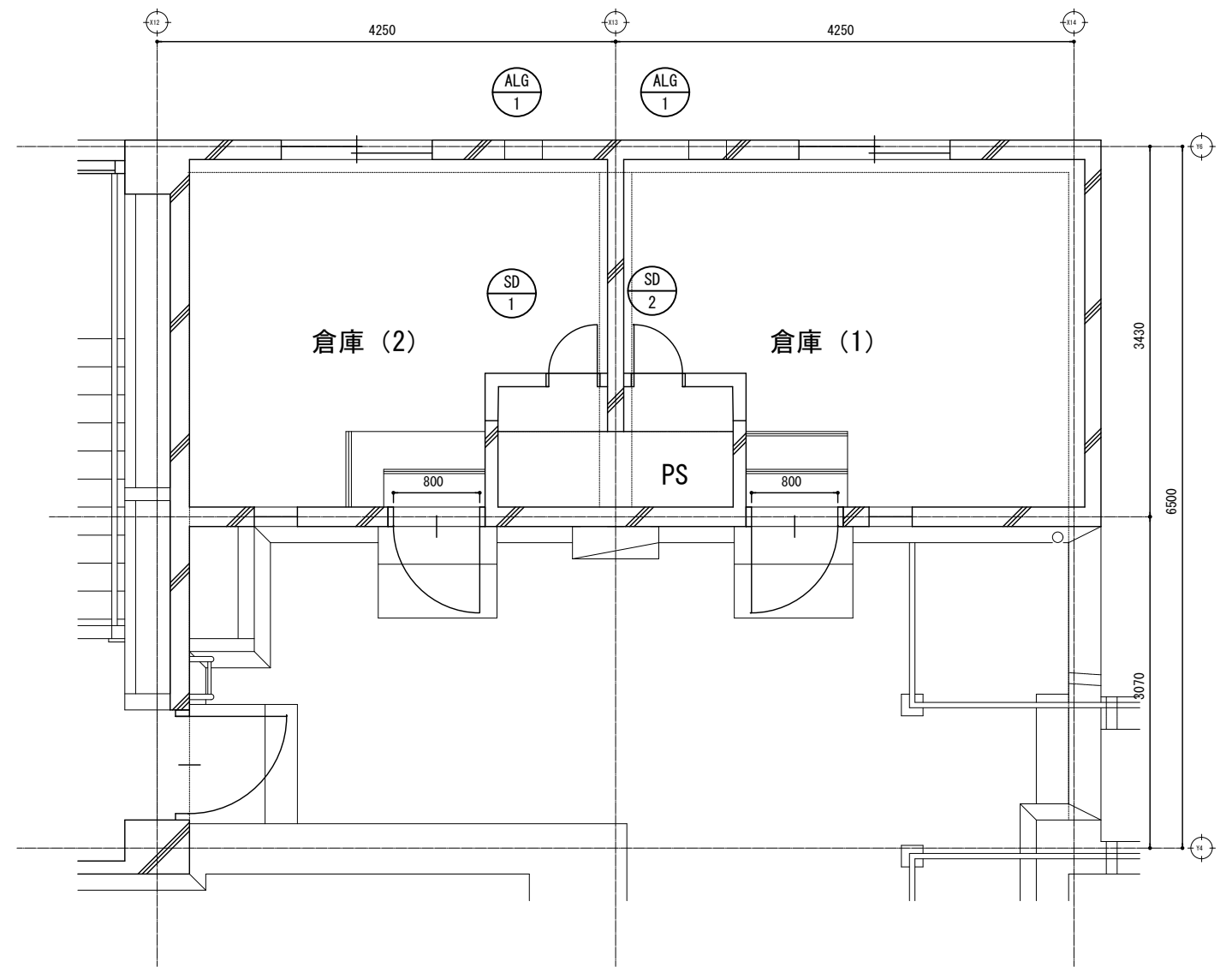
倉庫R階天井仕上表

室名	天井仕上材
倉庫(1)・(2)	t=9.5不燃化粧石膏ボード 910x910

工事名	日野市立南平小学校トイレ改修工事		
図番	A-20	図名	1階~4・R階 天井伏図(改修)
作成	2026年 3月13日	監理	日野市総務部建築営繕課
訂正	年月日	設計	株式会社ヒューマンケアデザイン一級建築士事務所 事務所登録 東京都知事第57028号 管理建築士 一級建築士第111730号 高木義寛
縮尺	A3: 1/60		

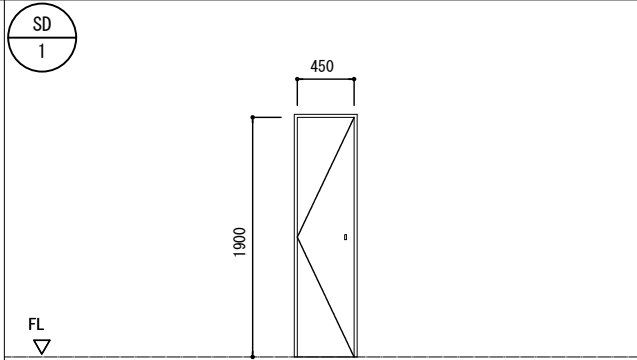
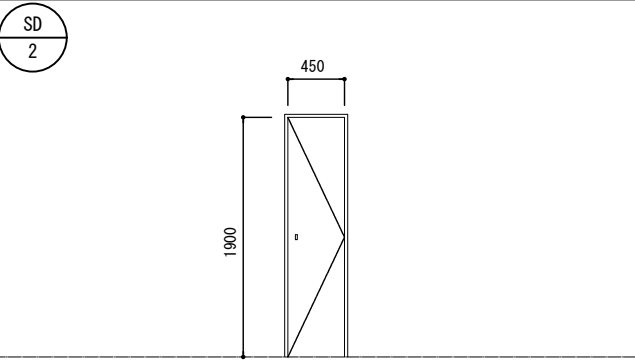
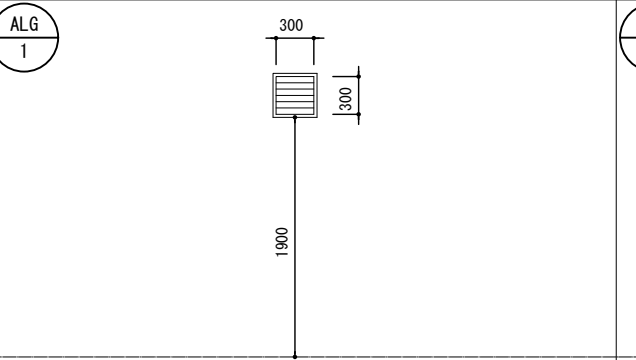
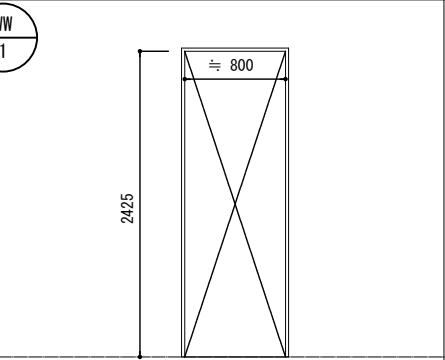
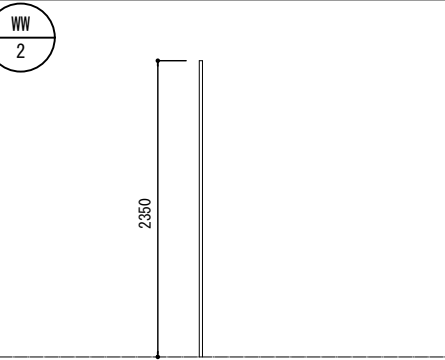
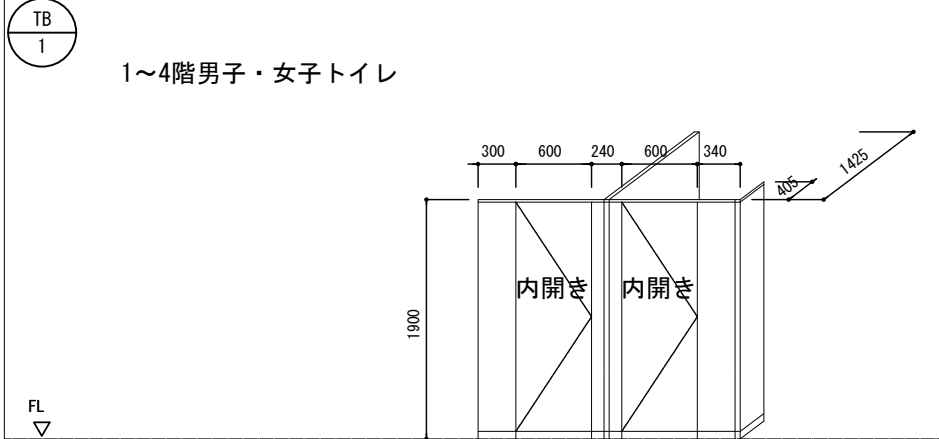
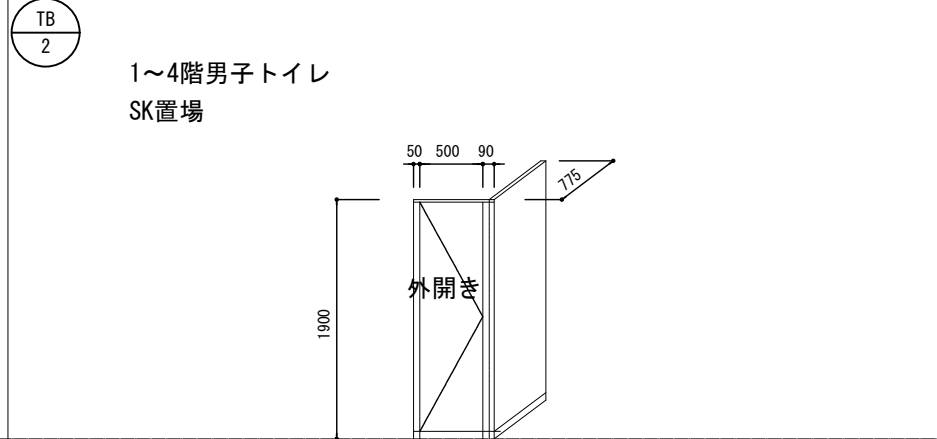
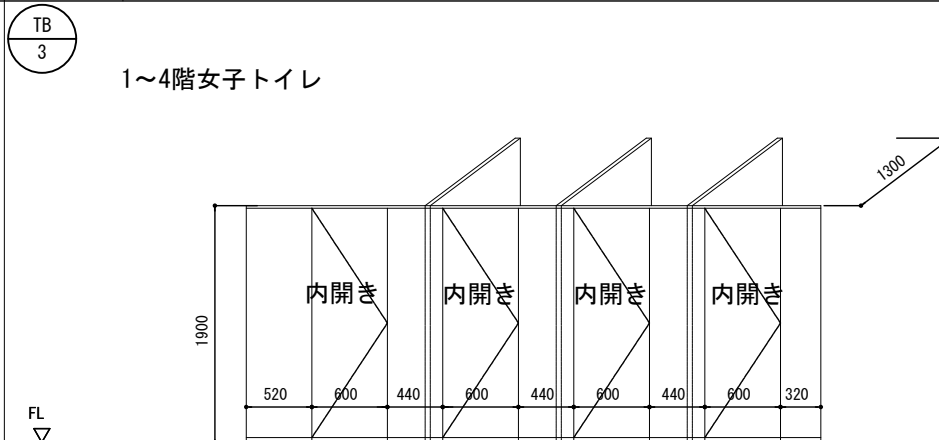


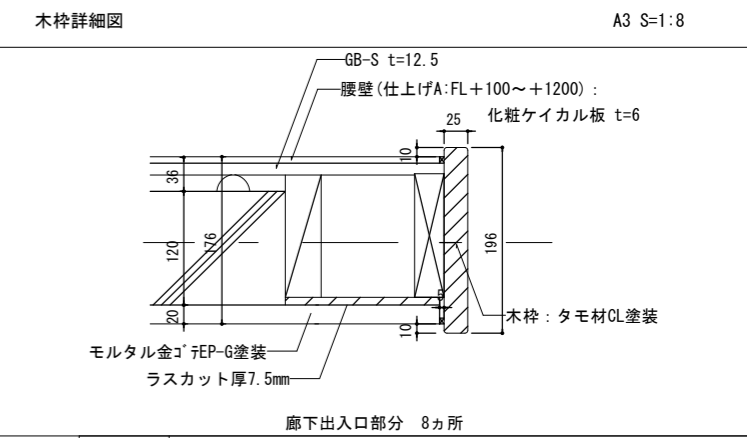
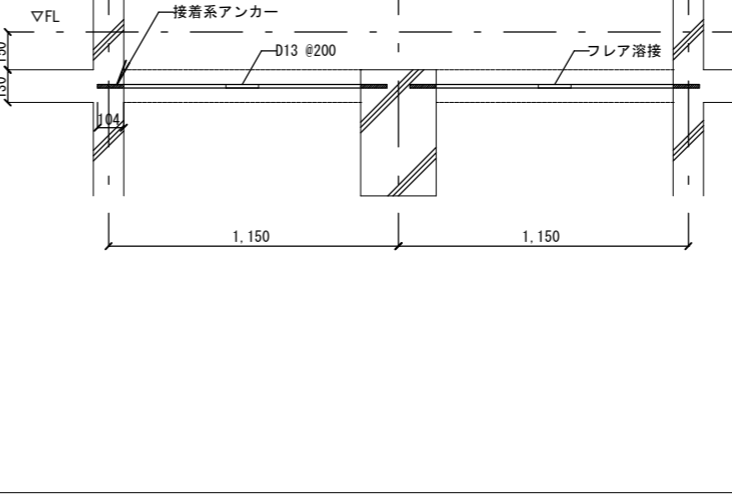
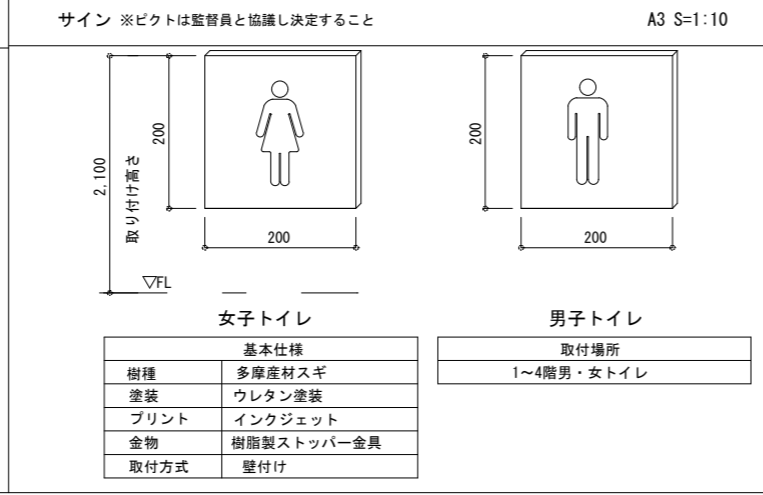
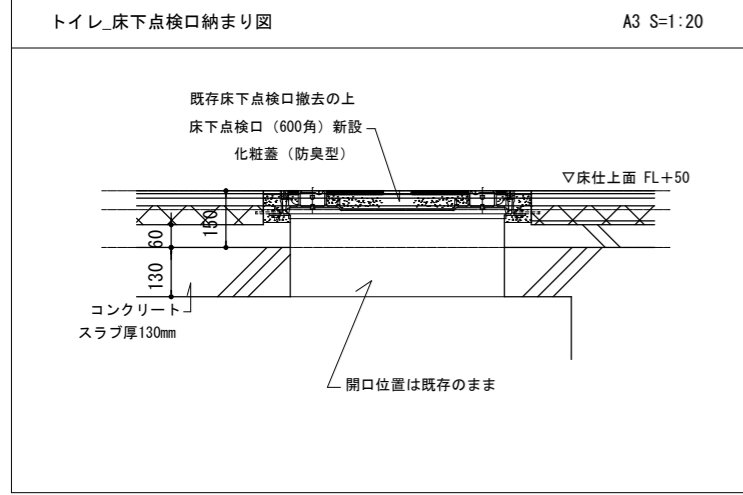
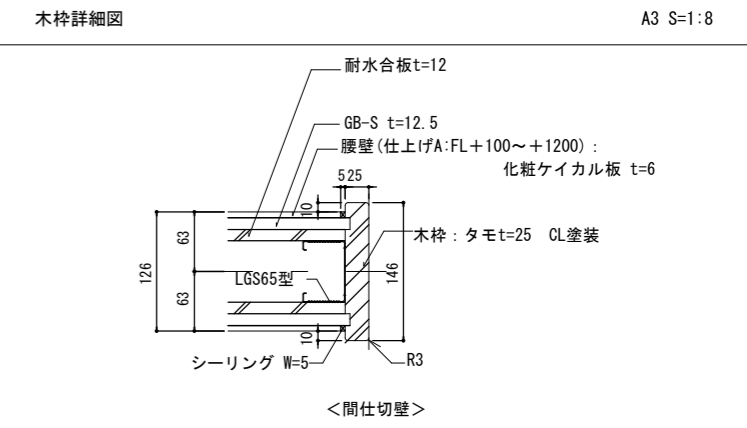
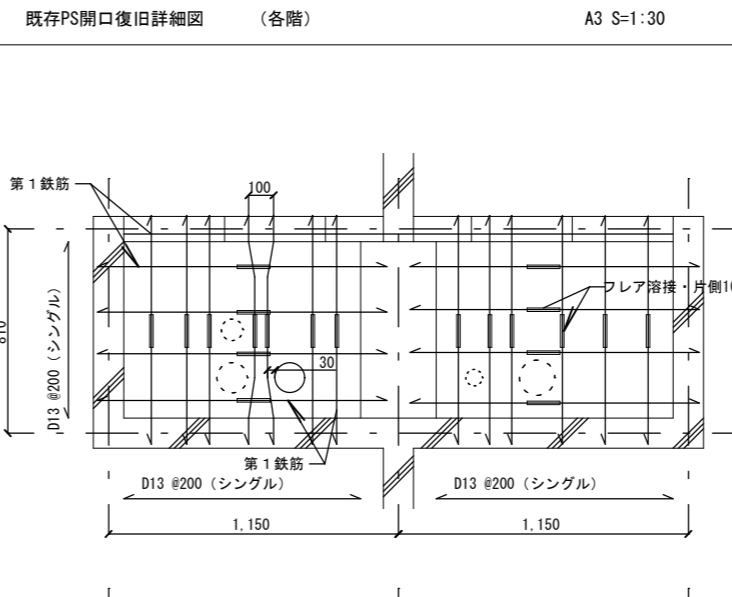
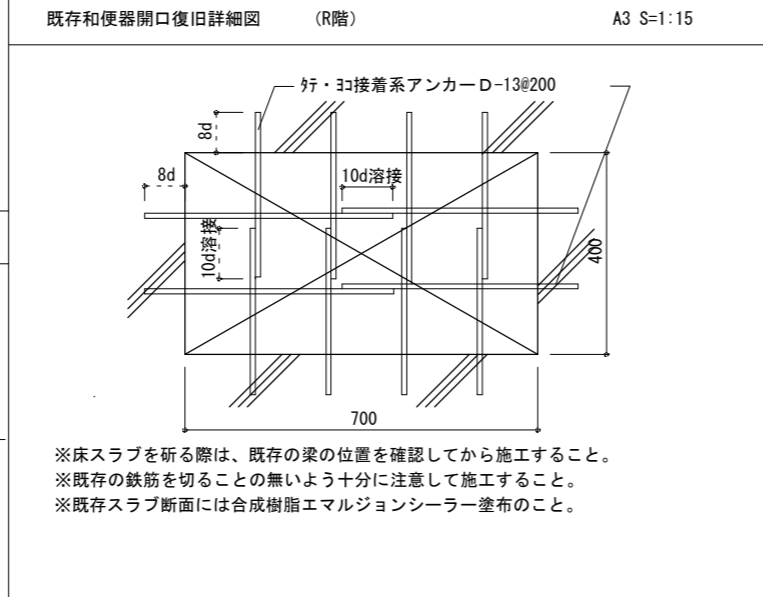
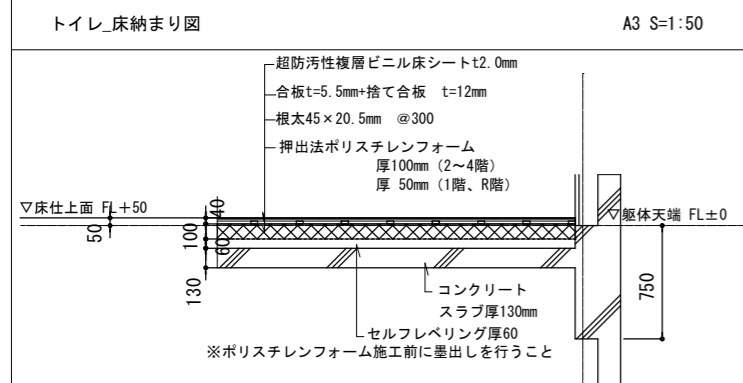
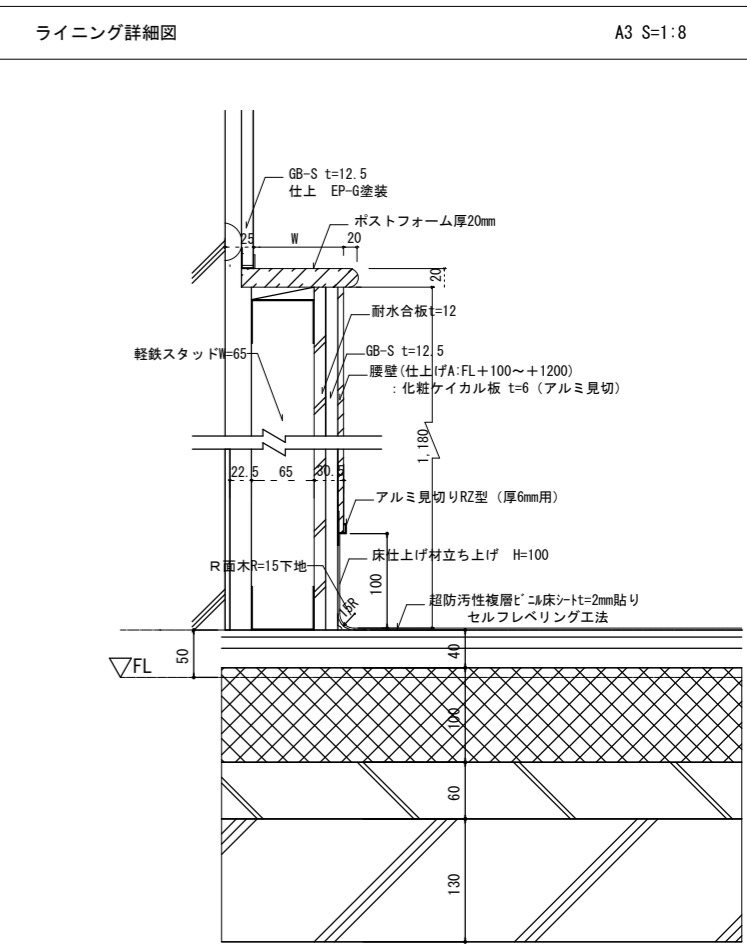
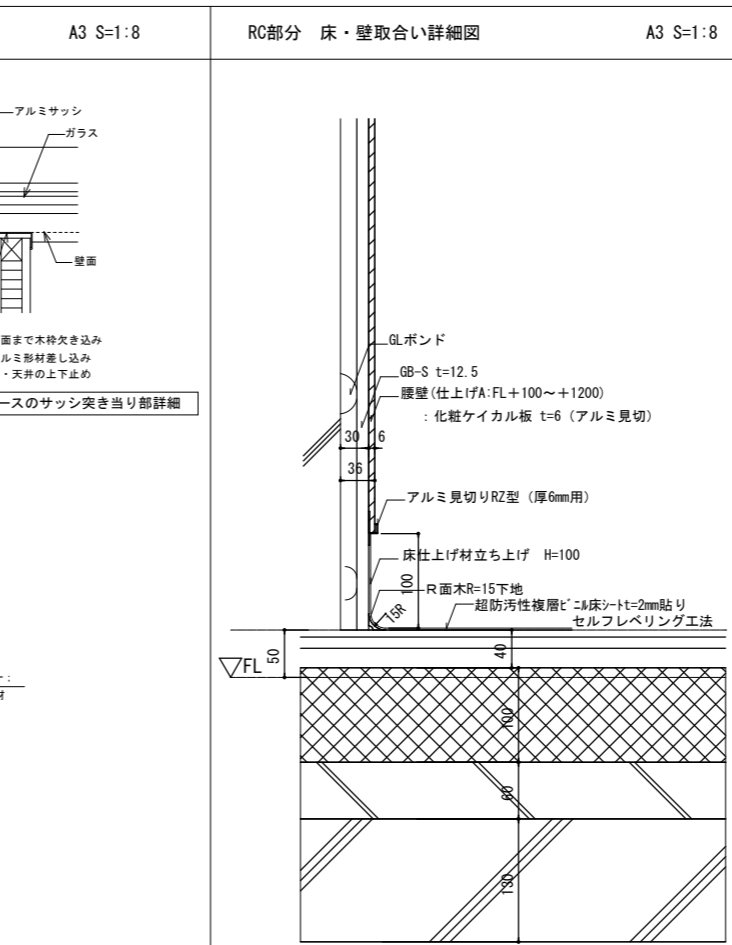
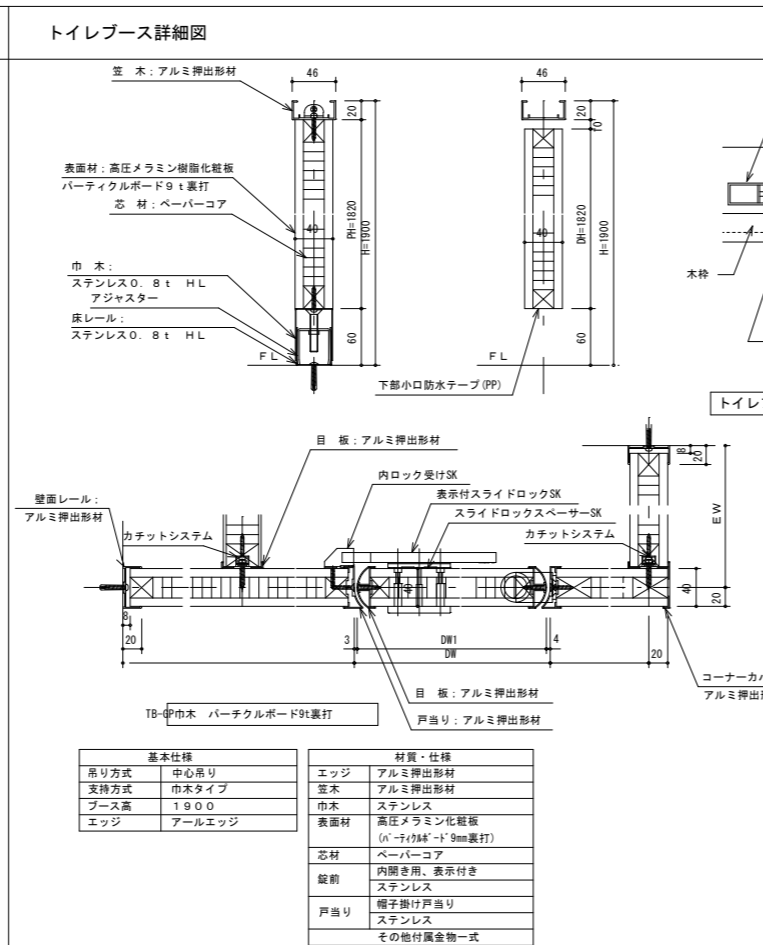
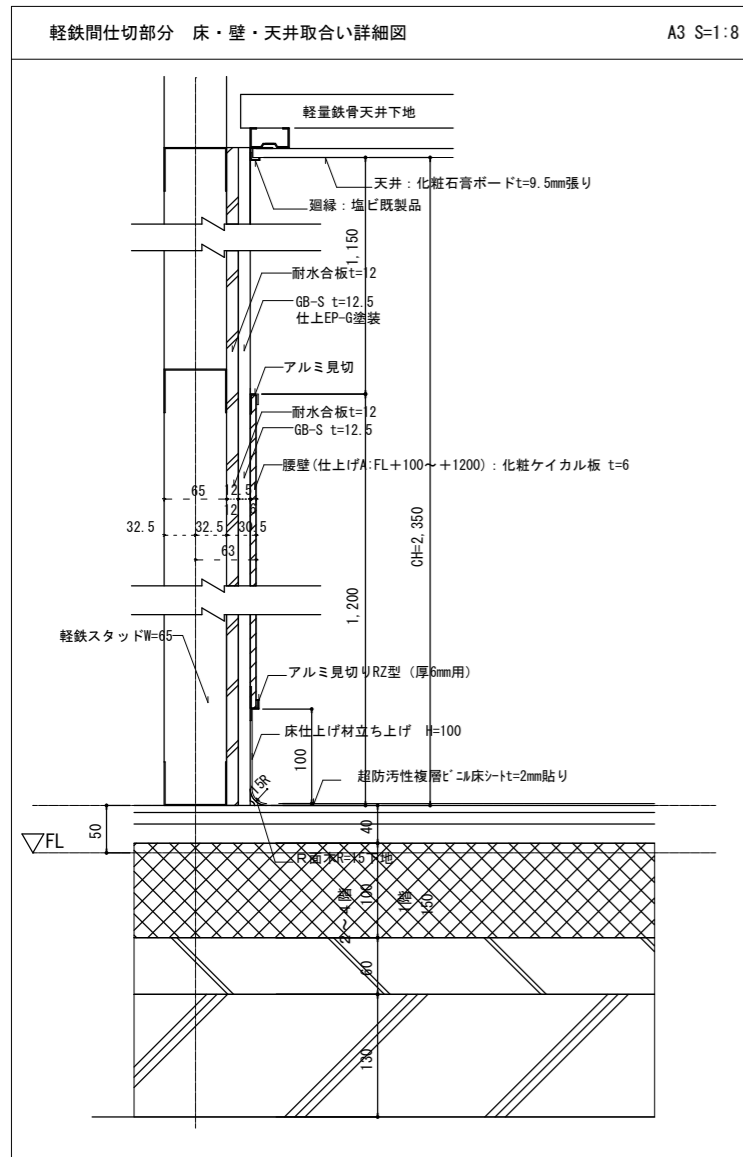
1 ~ 4 階平面図



R 階平面図

工事名	日野市立南平小学校トイレ改修建築工事		
図番	A-21	図名	トイレ1~4・R階 建具キープラン (改修)
作成	2026年 3月13日	監理	日野市総務部建築営繕課
訂正	年 月 日	設計	株式会社ヒューマンケアデザイン一級建築士事務所 事務所登録 東京都知事第57028号 管理建築士 一級建築士第111730号 高木義寛
縮尺	A3 : 1/60		

名称	点検口片開き	点検口片開き	ガラリ	トイレ出入口三方枠	トイレ出入口一方枠																								
位置	1~4階男子便所PS、R階倉庫2PS	R階倉庫1PS	R階倉庫1・2	1~4階男子・女子トイレ	1~4階男子・女子トイレ																								
個数	5	1	2	8	8																								
厚み	30、60（枠）	30、60（枠）	30	140	140																								
金物	スチール枠、SUS丁番 ケースハンドル錠（キー付）	スチール枠、SUS丁番 ケースハンドル錠（キー付）	アルミ枠	タモ枠	タモ枠																								
仕上	防錆塗装鋼板、EP-G塗装	防錆塗装鋼板、EP-G塗装	アルマイト仕上	CL塗装	CL塗装																								
備考																													
姿図																													
トイレブース・パーティション ※仕様は各ブース共通（詳細図参照）																													
姿図																													
個数	8		4		個数																								
備考					備考																								
姿図																													
個数	4				個数																								
備考					備考																								
笠木・巾木	笠木：アルミ押出形材20×40 巾木：SUS H=60	エッジ	アルミ押出形材（アールエッジ）	金具	内開き錠（表示付・スライドラッチ式） SUS帽子掛け戸当り、その他付属金物一式 外開きの場合：鍵無し、取手と付属金物																								
芯材・厚	ペーパーコア 厚40	表面材	高圧メラミン化粧板 （パーティクルボード9mm裏打）	吊り方式	中心吊り																								
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">工事名</td> <td colspan="4">日野市立南平小学校トイレ改修建築工事</td> </tr> <tr> <td>図番</td> <td>A-22</td> <td>図名</td> <td>トイレ1~4・R階 建具表（改修）</td> <td>縮尺</td> <td>A3: 1/60</td> </tr> <tr> <td>作成</td> <td>2026年 3月13日</td> <td>監理</td> <td colspan="3">日野市総務部建築営繕課</td> </tr> <tr> <td>訂正</td> <td>年月日</td> <td>設計</td> <td colspan="3">株式会社ヒューマンケアデザイン一級建築士事務所 事務所登録 東京都知事第57028号 管理建築士 一級建築士第111730号 高木義寛</td> </tr> </table>						工事名		日野市立南平小学校トイレ改修建築工事				図番	A-22	図名	トイレ1~4・R階 建具表（改修）	縮尺	A3: 1/60	作成	2026年 3月13日	監理	日野市総務部建築営繕課			訂正	年月日	設計	株式会社ヒューマンケアデザイン一級建築士事務所 事務所登録 東京都知事第57028号 管理建築士 一級建築士第111730号 高木義寛		
工事名		日野市立南平小学校トイレ改修建築工事																											
図番	A-22	図名	トイレ1~4・R階 建具表（改修）	縮尺	A3: 1/60																								
作成	2026年 3月13日	監理	日野市総務部建築営繕課																										
訂正	年月日	設計	株式会社ヒューマンケアデザイン一級建築士事務所 事務所登録 東京都知事第57028号 管理建築士 一級建築士第111730号 高木義寛																										



廊下出入口部分 8カ所

工事名	日野市立南平小学校トイレ改修建築工事		
図番	A-23	図名	トイレ1~R階改修 雑詳細図
縮尺	A3 : 1/8, 10 . 15, 30, 50		
作成	2026年 3月13日	監理	日野市総務部建築管理課
訂正	年月日	設計	株式会社ヒューマンケアデザイン一級建築士事務所 事務所登録 東京都知事第57028号 管理建築士 一級建築士第111730号 高木義寛